

議案第 29 号

多可町デジタル田園都市構想総合戦略（第 3 期総合戦略）の策定について

多可町デジタル田園都市構想総合戦略（第 3 期総合戦略）の策定について、多可町議会基本条例（平成 24 年多可町条例第 23 号）第 10 条第 1 項第 9 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四



多可町デジタル田園都市構想総合戦略(案)



第3期総合戦略
(令和6年度～8年度)



目 次

人口ビジョン.....	1
1 多可町人口ビジョン策定について	2
2 多可町の人口特性	3
3 多可町の将来人口推計.....	13
4 多可町の人口の将来展望	16
デジタル田園都市構想総合戦略.....	21
1 多可町デジタル田園都市総合戦略策定について.....	22
2 多可町総合戦略における全体ビジョン	25
3 具体的な取り組み内容	26
用語の解説.....	52
資料編.....	58

文中において、「※」印の付いている言葉については、巻末の「用語解説」に解説を掲載しています。

デジタル田園都市構想総合戦略

人口ビジョン



1 多可町人口ビジョン策定について

(1) 策定の趣旨

我が国の人口は、平成 20 年の1億 2,808 万人をピークに減少局面に入り、令和 2 年国勢調査では1億 2,615 万人にまで減少しています。

このような減少傾向は、今後も続く想定され、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)が令和 2 年国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来人口推計を行い、令和5年に公表した結果によると、令和 52 年の人口は 8,700 万人にまで減少するとされています。

このようなことを踏まえ、国は平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらには、令和元年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂し、令和 2 年に第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂するなど、地方創生に向けた政策を進めています。

多可町においても、国のそういった動きを踏まえ、本町の人口動向についての展望を示し、人口減少対策に取り組むための「多可町人口ビジョン」及び「多可町総合戦略」を策定してきました。また、令和 2 年にはこれらを改訂した「第 2 期多可町総合戦略」を策定し、本町の創生に向けて継続的に取り組んでいます。

今回、令和 2 年国勢調査結果が公表されたことを踏まえ、「多可町人口ビジョン」の見直しを行います。

(2) 多可町人口ビジョンの策定

多可町人口ビジョンは、人口等の現状を分析することで、町の人口動向の特性や課題を把握し、人口の推計を行い、将来の目標とする目標人口と、目標人口に基づく将来展望を検討するものです。

また「多可町総合戦略」策定に際し、目標とする人口の基礎資料とすることをはじめとして、多可町としての今後の各部門で推進する施策においても、目指すべき人口の指標となるものです。

(3) 多可町人口ビジョンの対象期間

多可町人口ビジョンの対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様に令和 42 年までとします。

2 多可町の人口特性

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

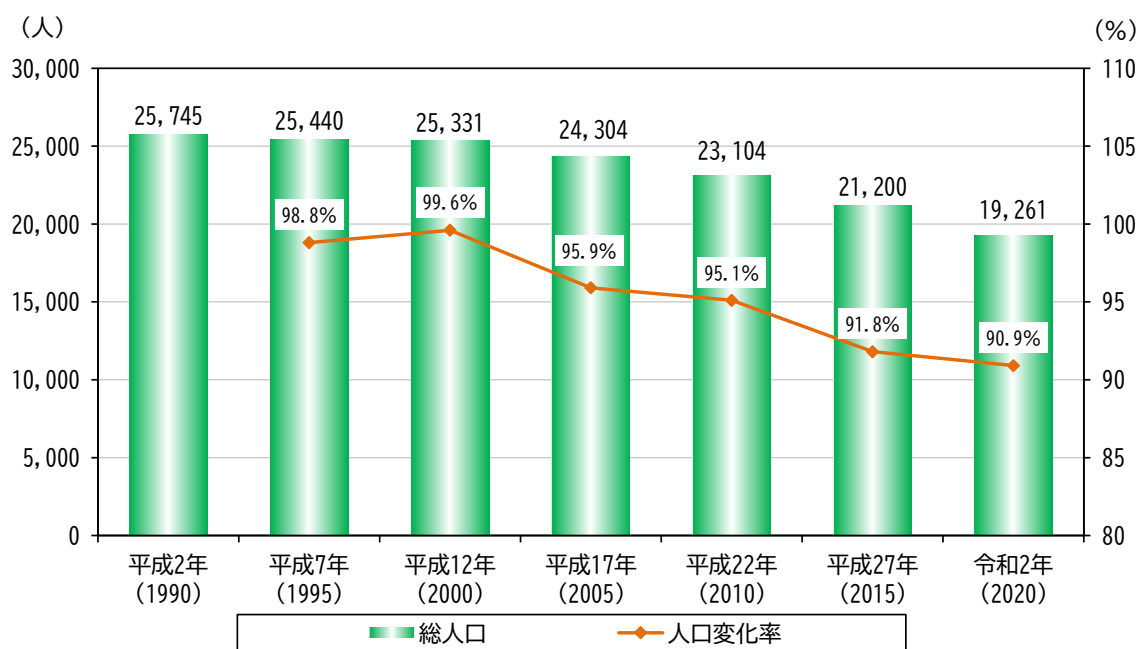
本町の人口は昭和60年以降減少が続いており、令和2年には2万人を下回り19,261人となっています。令和2年の人口は、平成2年と比べて約74.8%の数値となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)ともに減少傾向にあります。一方で、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和2年には総人口の約38%を老年人口(65歳以上)が占めています。

年齢3区分・男女別人口について、平成2年のそれぞれの人口を100としたときの変化指数をみると、男女ともに年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少していますが、老年人口(65歳以上)は増加がみられます。年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は、男女で大きな違いはありませんが、老年人口(65歳以上)は、男性の変化指数が女性と比べて大きくなっています。

また、生産可能年齢人口(15～74歳)の変化指数については、男性がやや増加傾向にありますが、女性は横ばいとなっています。

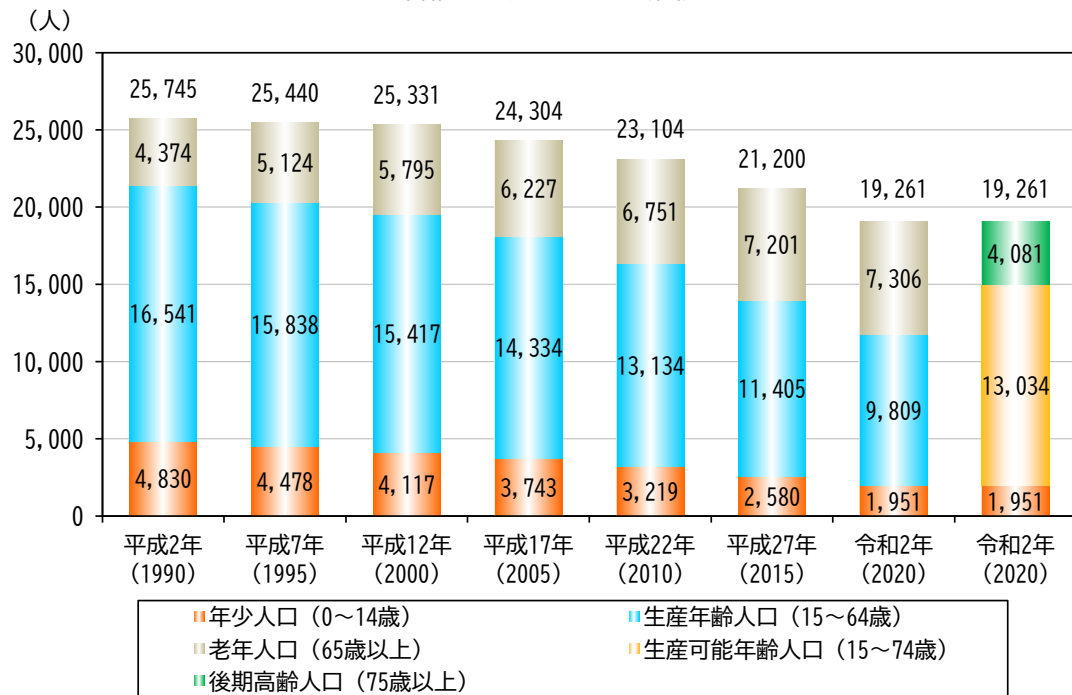
人口と人口変化率の推移



出典:国勢調査

注:人口変化率は各年5年前の人口に対する変化率を示す。

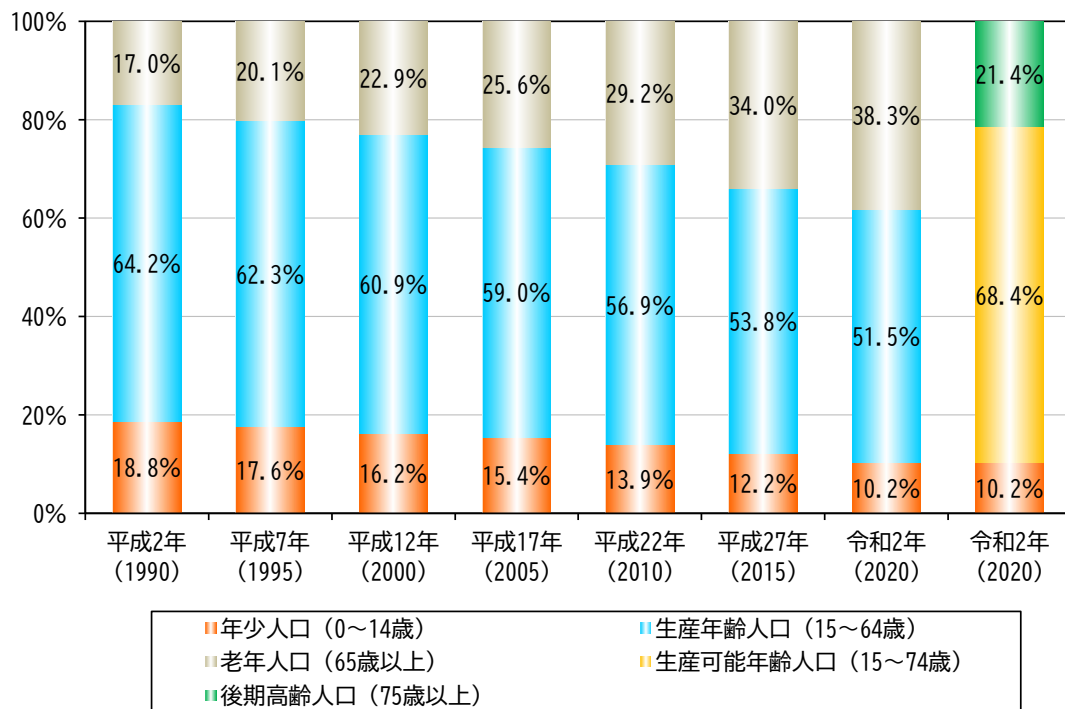
年齢 3 区分別人口の推移



出典:国勢調査

注:平成 12 年、平成 27 年、令和 2 年は年齢不詳人口が存在するため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と総人口が合致しない。

年齢 3 区分別人口比率の推移



出典:国勢調査

注:年少人口、生産年齢人口、老年人口の比率は、年齢不詳人口を除いた割合である。

年齢5歳階級別人口と3区分別人口比率の推移

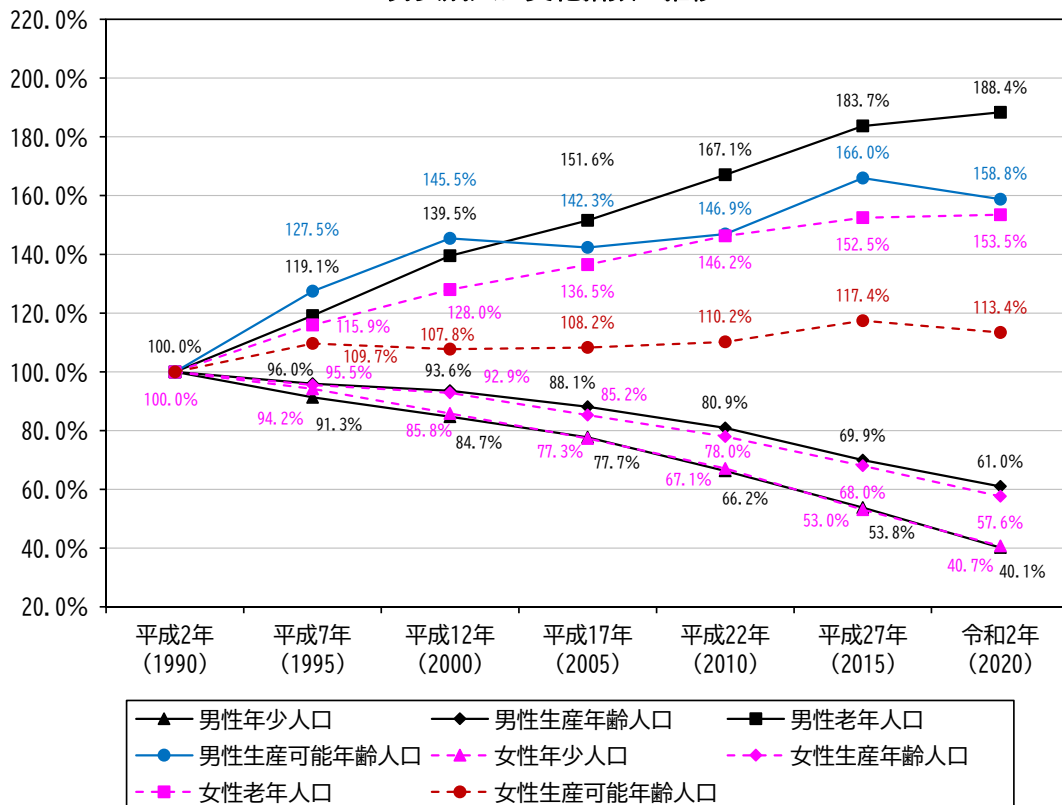
単位：人

			平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口	年少人口	0～4歳	1,350	1,321	1,250	1,035	805	649	445
		5～9歳	1,675	1,444	1,403	1,318	1,089	830	693
		10～14歳	1,805	1,713	1,464	1,390	1,325	1,101	813
		計	4,830	4,478	4,117	3,743	3,219	2,580	1,951
	生産年齢人口	15～19歳	1,840	1,486	1,451	1,199	1,125	1,069	845
		20～24歳	1,436	1,444	1,224	1,075	845	716	654
		25～29歳	1,458	1,392	1,485	1,205	993	754	603
		30～34歳	1,471	1,417	1,341	1,434	1,077	861	677
		35～39歳	1,665	1,492	1,434	1,316	1,419	1,015	837
		40～44歳	1,972	1,670	1,503	1,394	1,313	1,382	974
		45～49歳	1,739	1,967	1,690	1,469	1,381	1,248	1,307
		50～64歳	4,960	4,970	5,289	5,242	4,981	4,360	3,912
		計	16,541	15,838	15,417	14,334	13,134	11,405	9,809
	老年人口	65～74歳	2,448	2,861	3,011	2,987	3,060	3,355	3,225
		75歳以上	1,926	2,263	2,784	3,240	3,691	3,846	4,081
		計	4,374	5,124	5,795	6,227	6,751	7,201	7,306
	生産可能年齢人口	15歳～74歳	18,989	18,699	18,428	17,321	16,194	14,760	13,034
	年齢不詳		0	0	2	0	0	14	195
	総人口		25,745	25,440	25,331	24,304	23,104	21,200	19,261
構成比	年少人口	0～14歳	18.8%	17.6%	16.2%	15.4%	13.9%	12.2%	10.2%
	生産年齢人口	15～64歳	64.2%	62.3%	60.9%	59.0%	56.9%	53.8%	51.5%
	老年人口	65歳以上	17.0%	20.1%	22.9%	25.6%	29.2%	34.0%	38.3%
	生産可能年齢人口	15歳～74歳	73.8%	73.5%	72.8%	71.3%	70.1%	69.7%	68.4%

出典：国勢調査

注：年少人口、生産年齢人口、老年人口、生産可能年齢人口の比率は、年齢不詳人口を除いた割合である。

男女別人口変化指数の推移



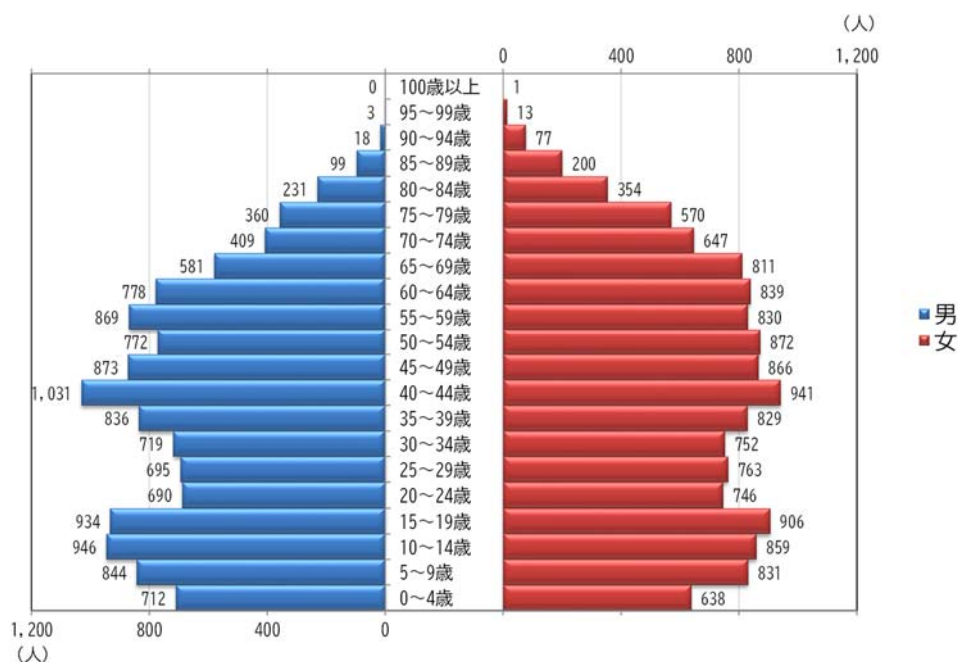
出典：国勢調査

(2) 人口構造の推移

本町における性別・5歳階級別の人口構造をみると、平成2年では男女ともに40～44歳が最も多く、次いで男性は、10～14歳、女性は15～19歳が多くなっています。

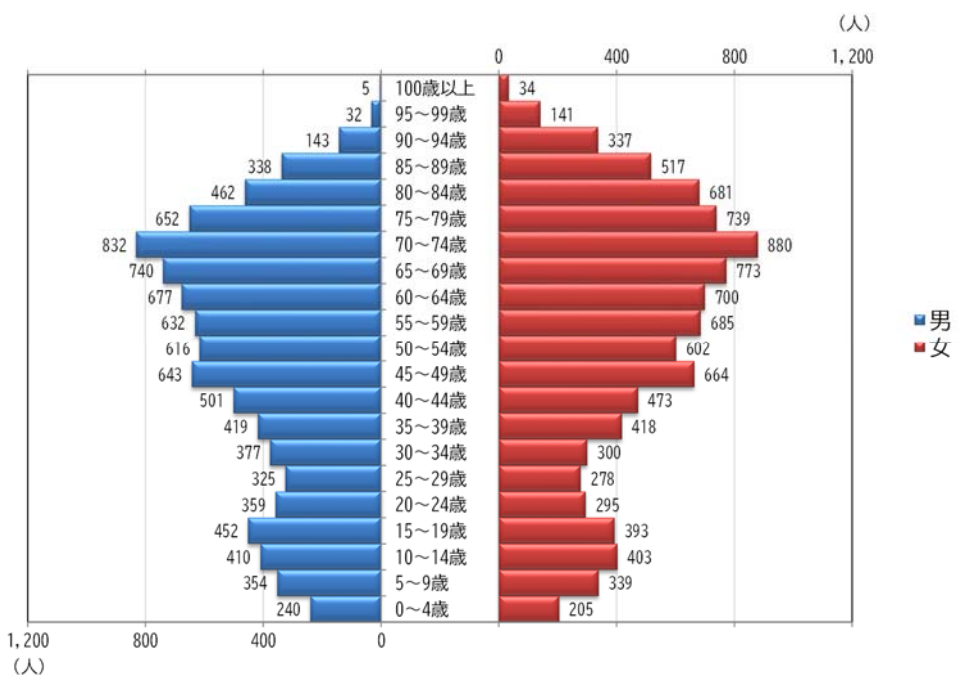
令和2年では、男女ともに70～74歳が最も多く、この年代をピークに年齢の増減にともない人口が減少する「つぼ型」のような形状となっています。

5歳階級別人口構造(平成2年)



出典:平成2年国勢調査

5歳階級別人口構造(令和2年)



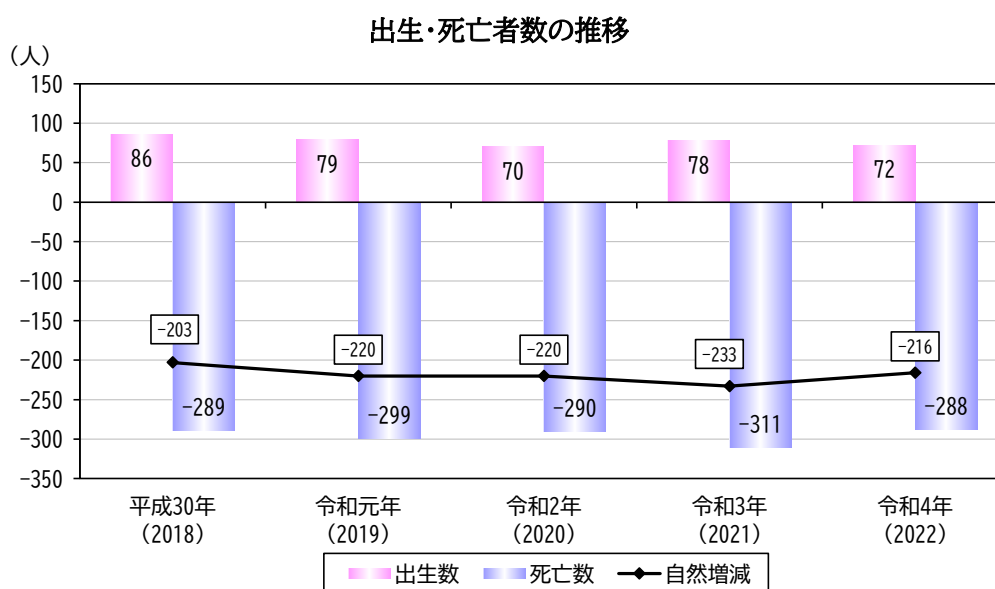
出典:令和2年国勢調査

(3) 出生数・死亡者数の推移

本町の出生数は、70 人から 90 人程度で推移しており、令和 4 年は 72 人となっています。

また、死亡者数は、令和 3 年が 311 人と多くなっていますが、この年を除くと 290 人から 300 人程度で推移しています。

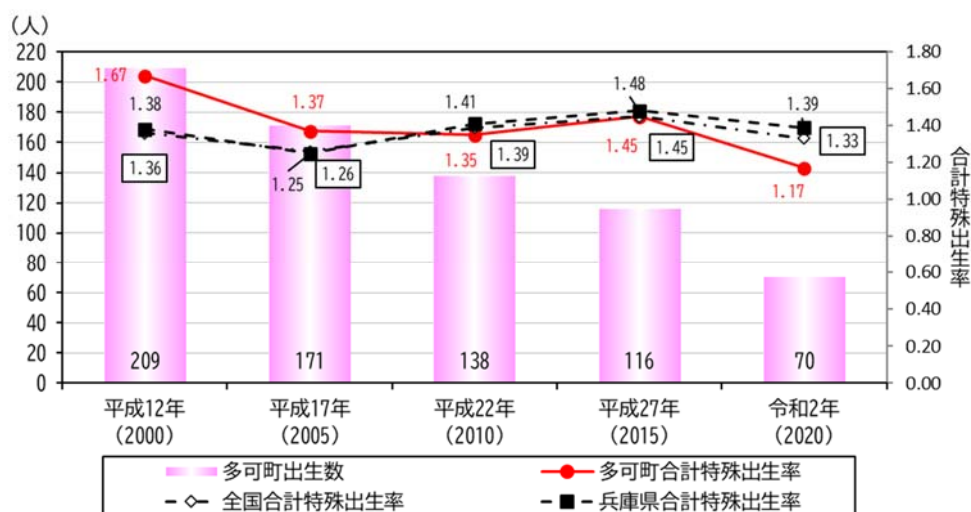
出生数から死亡者数を引いた自然増減は、マイナス 200 人を超えています。



(4) 合計特殊出生率※の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 12 年には 1.67 と兵庫県及び全国より高い水準でしたが、年々減少傾向にあり、平成 27 年には一旦 1.45 と増加に転じたものの令和 2 年には、1.17 と再び減少に転じています。

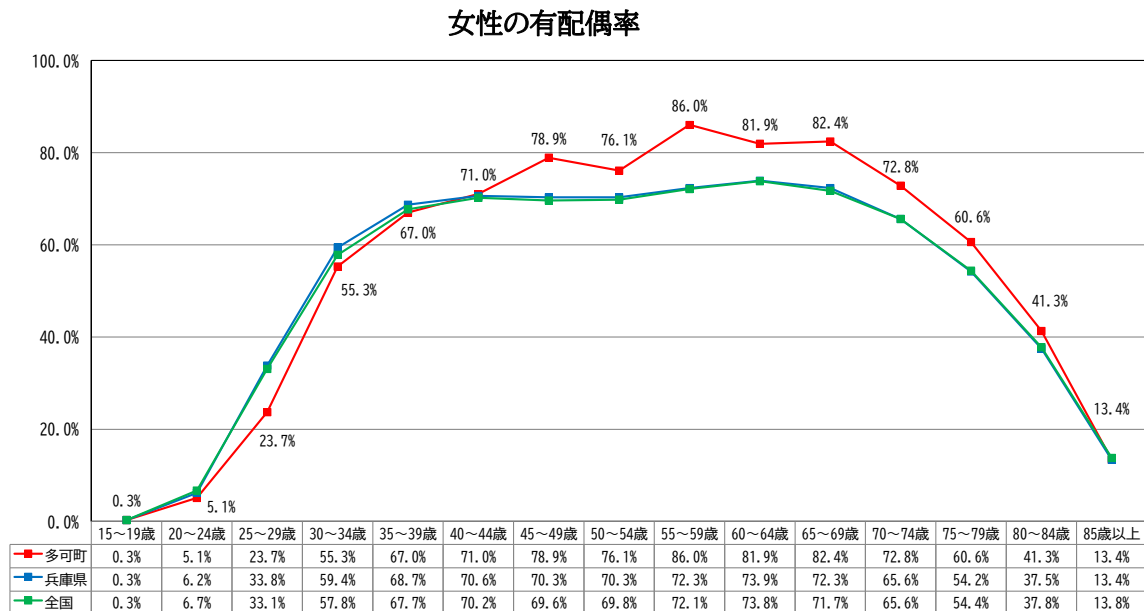
出生数と合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す。

(5) 女性の有配偶率の状況

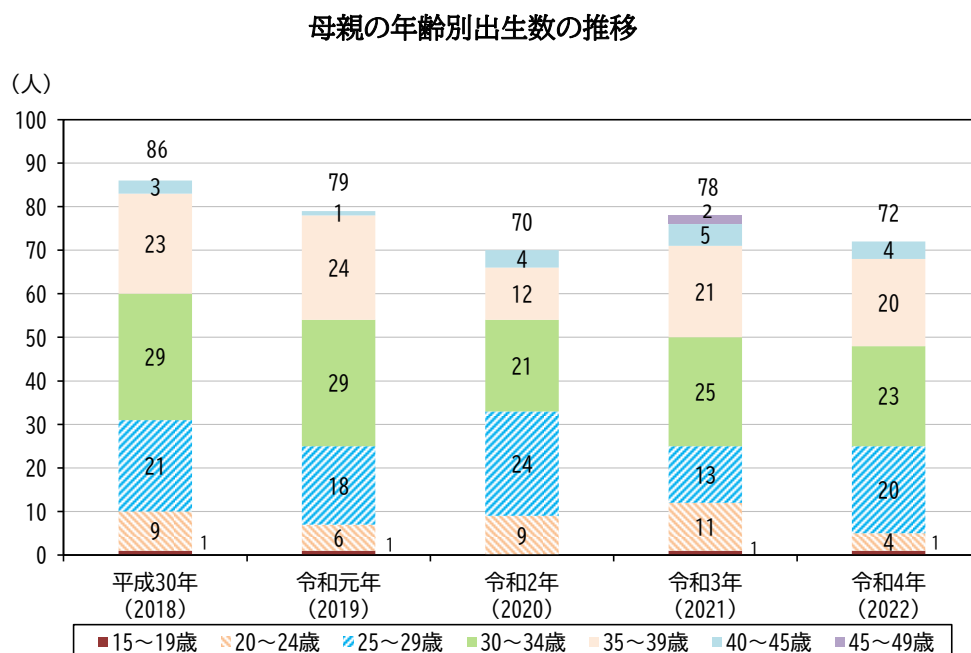
本町の女性の有配偶率をみると、20 歳から 39 歳にかけては、全国や兵庫県と比べて低く、40 歳から 84 歳にかけては、全国や兵庫県と比べて高くなっています。



出典：令和 2 年国勢調査

(6) 母親の年齢別出生数の推移

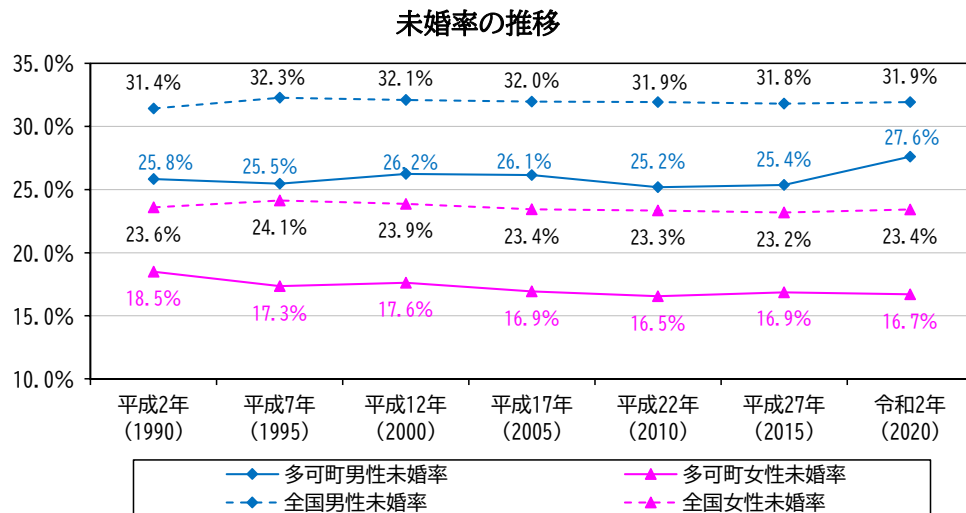
本町の母親の年齢別出生数をみると、母親が 30～34 歳での出生数が最も多くなっています。



出典：人口動態統計

(7)未婚率の推移

本町の未婚率は、女性と比べて男性が高くなっており、男性の未婚率は令和 2 年には 27.6%に上昇しています。なお、全国の未婚率と比べると男性・女性ともに低くなっています。



出典：国勢調査

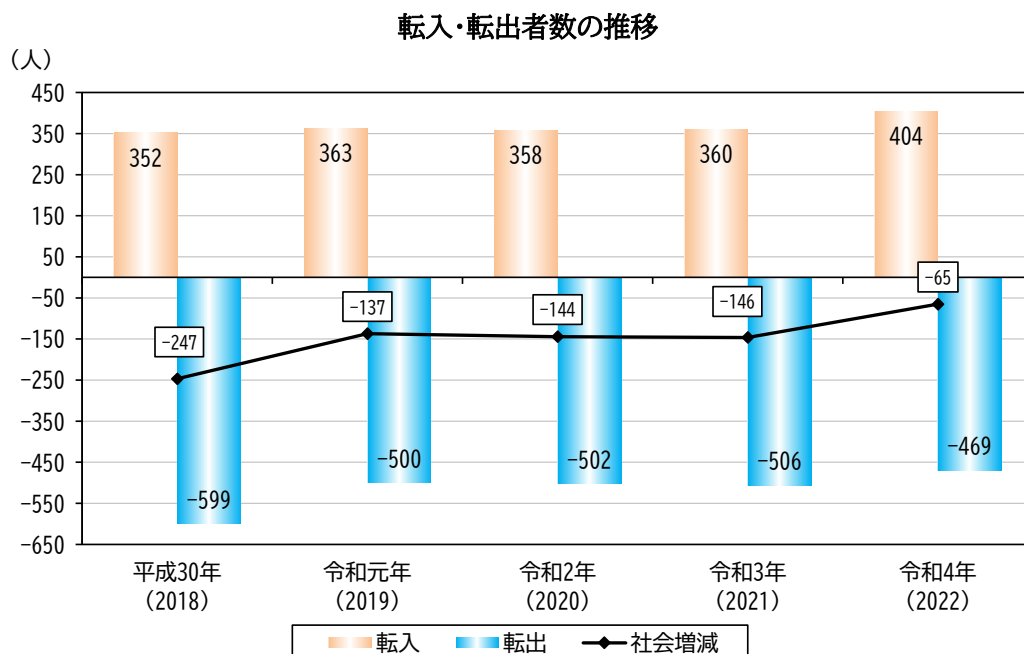
(8) 転入・転出者数の推移

本町の転入者数はわずかに増加傾向にあり、令和 4 年は 404 人となっています。一方、転出者数は増減を繰り返しており、令和 4 年は 469 人となっています。

転入者から転出者を引いた社会増減は、いずれの年も転出超過のマイナスとなっています。

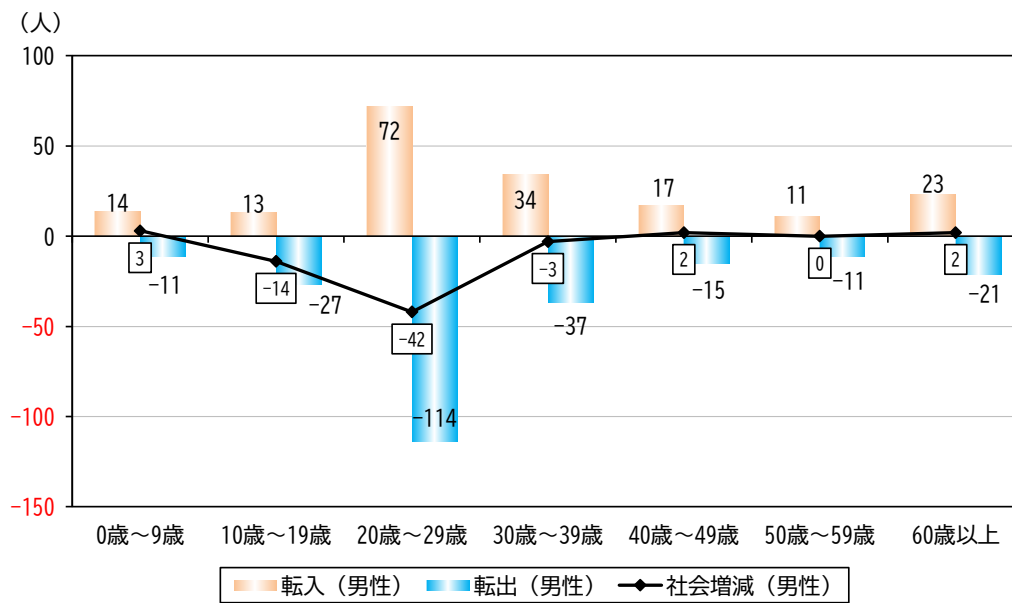
転入・転出者について年齢別にみると、男性は 20～29 歳で転出超過が 42 人と最も多くなっています。

一方、女性は 50～59 歳で転出超過が 8 人と最も多くなっていますが、10 歳代、20 歳代、40 歳代も同様にわずかな転出超過となっています。



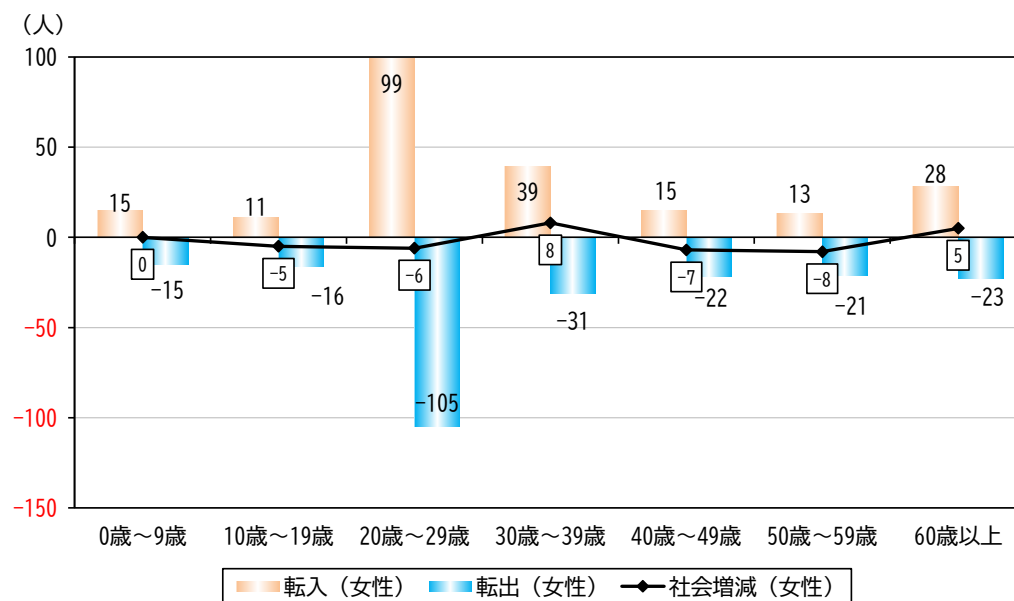
出典：住民基本台帳人口移動報告

年齢10歳区分別 転入・転出の状況(男性)



出典: 令和4年住民基本台帳人口移動報告

年齢10歳区分別 転入・転出の状況(女性)

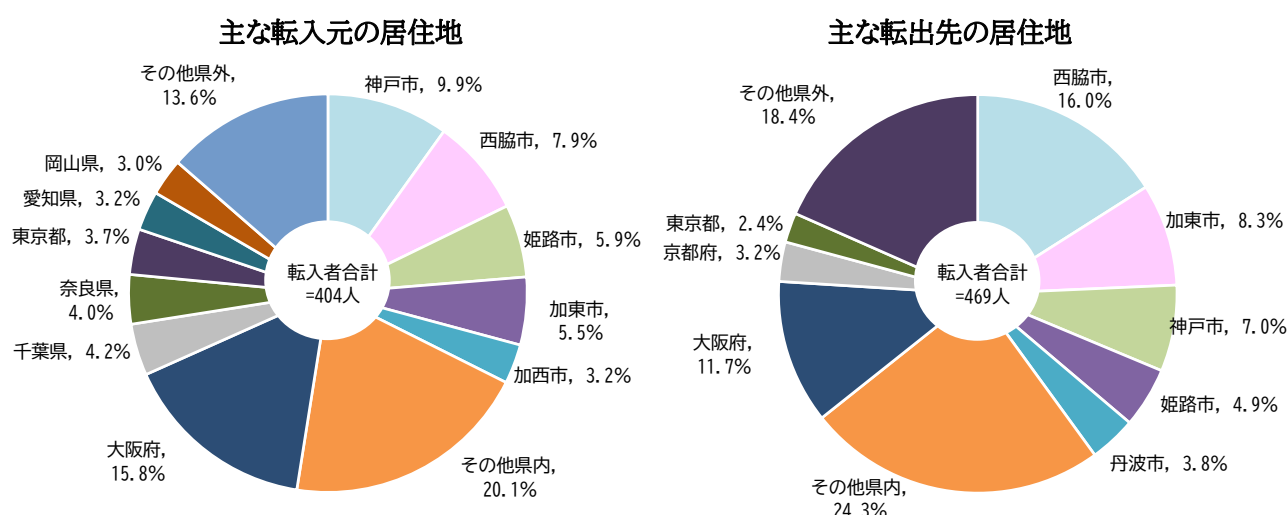


出典: 令和4年住民基本台帳人口移動報告

(9) 主な転入元・転出先

本町の転入者をみると、県内からが約 53%、県外からが約 47%となっています。県内では神戸市が最も多く、次いで西脇市となっています。

本町の転出者をみると、県内へは約 64%、県外へは約 36%となっています。県内では西脇市が最も多く、次いで加東市となっています。



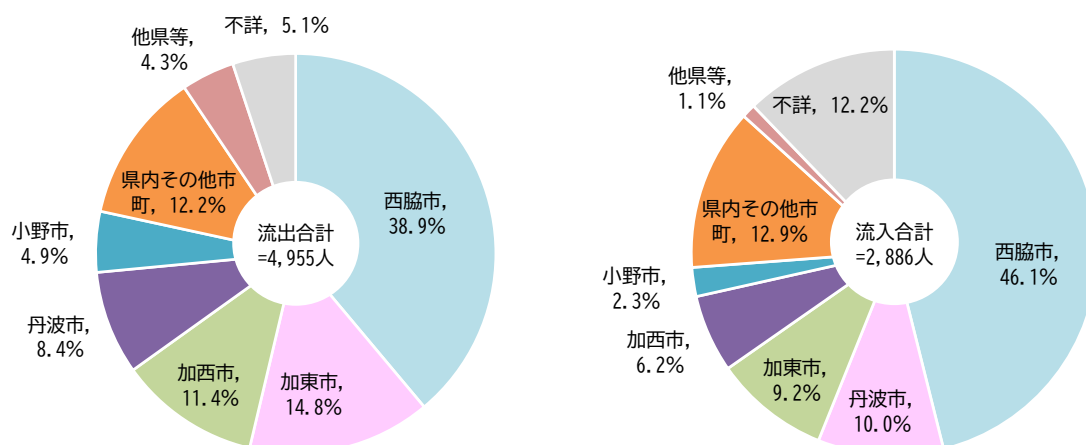
出典：令和 4 年住民基本台帳人口移動報告

(10) 主な通勤・通学先、通勤・通学元

本町から他市町へは 4,955 人の方が通勤・通学をしており、約 91%の人が県内に通勤・通学しています。なお、県内では、全体の約 39%が本町から西脇市へ通勤・通学をしています。

また、他市町から多可町へは 2,886 人の方が通勤・通学をしており、約 87%の人が県内から多可町へ通勤・通学をしています。なお、県内では、全体の約 46%の人が西脇市から本町へ通勤・通学をしています。

この結果、他市町から多可町へ通勤・通学している人より、多可町から他市町へ通勤・通学している人の方が多く、2,069 人の流出超過となっています。



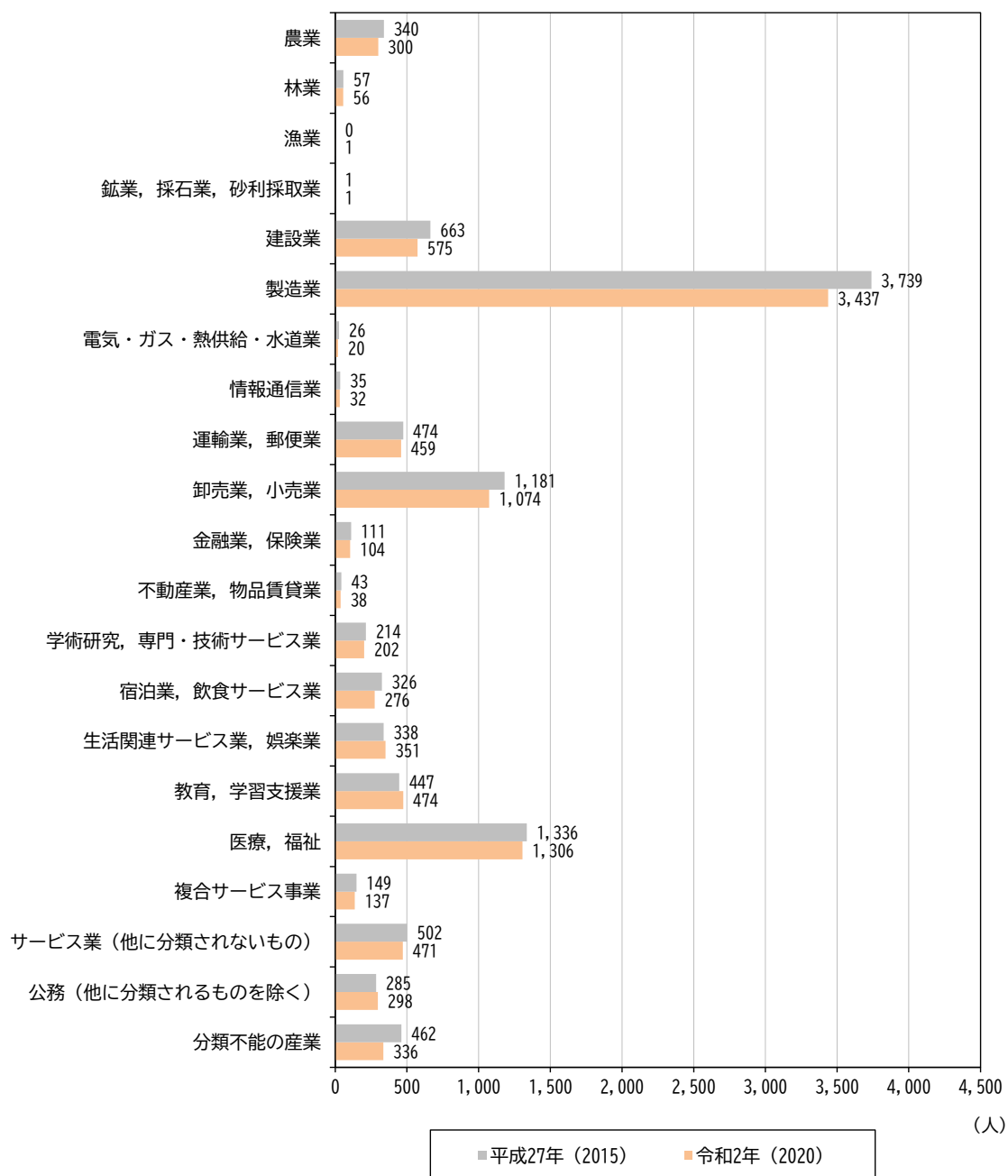
出典：令和 2 年国勢調査

注：15 歳以上を対象としている。

(11) 就業者人口の推移

本町の産業大分類別就業者人口をみると、平成 27 年、令和 2 年ともに「製造業」が最も多くなっており、次いで「医療、福祉」となっています。しかしながら、就業者人口は「製造業」「医療、福祉」とともに、平成 27 年から令和 2 年にかけて減少しています。

産業大分類別就業者人口の推移



出典:国勢調査

3 多可町の将来人口推計

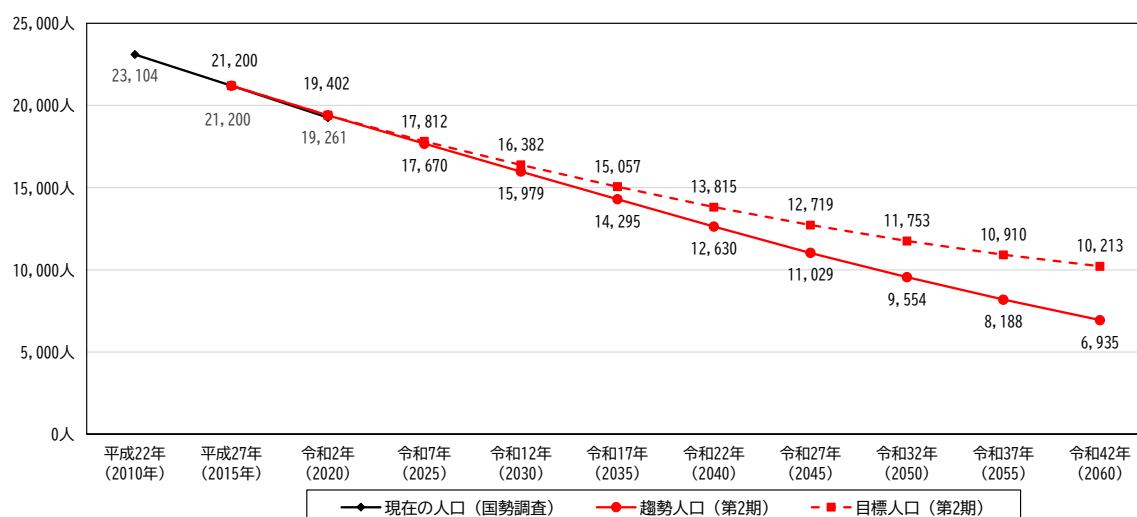
(1) 第2期計画における趨勢人口・目標人口と人口動向の現状

令和2年に策定した「人口ビジョン」では、平成27年の国勢調査結果を踏まえるとともに、それ以降の人口動態から令和2年の人口が19,402人になることが想定されたことを踏まえ、社人研が推計した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」結果を補正し、趨勢人口を求めています。

また、目標人口の設定に当たっては、合計特殊出生率が令和22年までに2.07に上昇すること、さらには25～44歳の移動率が改善することなどを前提としています。

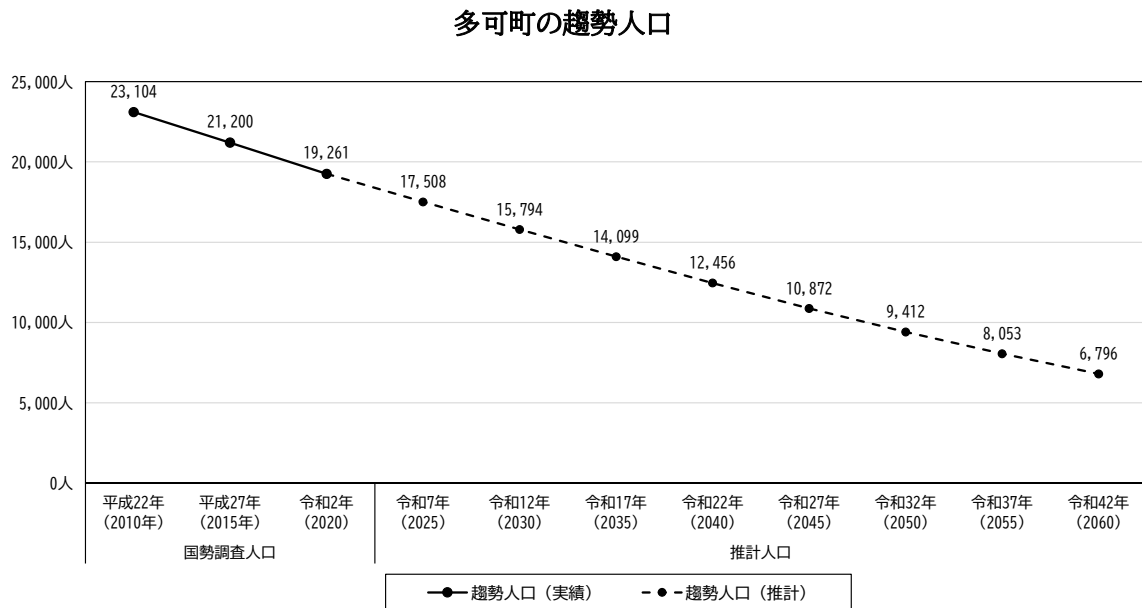
ここで、想定していた令和2年の人口(19,402人)に対し、国勢調査の人口は19,261人と141人の差が生じていることから、令和2年の国勢調査結果を基準とした趨勢人口、目標人口の見直しを行います。

第2期人口ビジョンにおける趨勢人口、目標人口



(2) 趨勢人口の見通し

令和 2 年の国勢調査における本町の人口(19, 261 人)を基準とし、社人研が推計した「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」における生存率、移動率等の諸元を用いて、本町の将来人口を推計した結果、令和 22 年には 12, 456 人、令和 42 年には 6,796 人となることが見込まれています。



(3) 目標人口の検討

趨勢人口を基に目標人口の検討を行いました。

なお、目標人口の検討に使用する定住率※は、「第2期多可町総合戦略」と同様とします。

合計特殊出生率は、2040年までに1.5に上昇し、その後1.5を維持するとします。

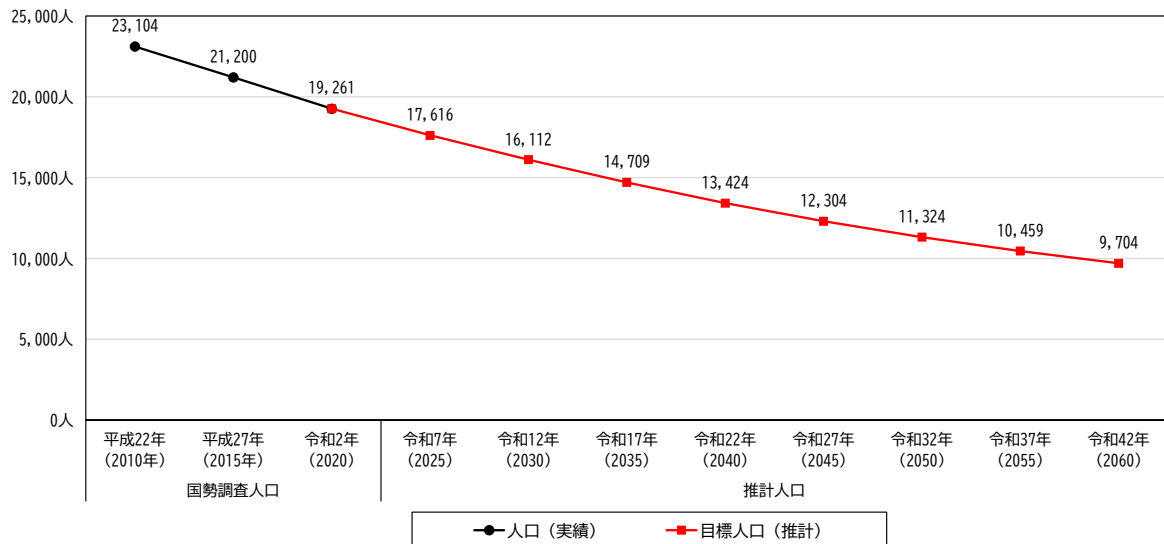
また、定住率では、25歳～44歳は5年毎に1.0%ずつ改善するものとし、2050年には5.0%に上昇し、その後5.0%を維持するものとします。その他の年代は、5年毎に0.5%ずつ改善するものとします。

※定住率：人口100人に対して社会増が1人の時101%となるような値のこと。人口100人に対して社会増が1人の時の移動率は1%(0.01)となることから、定住率から1を控除した数値が移動率となる。

ここで、25歳から44歳以外の定住率は、5年前の定住率に1.005(0.5%)を乗じて、5年後の定住率を算出している。

項目	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
合計特殊出生率	1.17	1.39	1.40	1.45	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
定住率の増加率(25歳～44歳)	—	0.01	0.015	0.02	0.03	0.04	0.05	0.05	0.05
定住率の増加率(上記以外)	—	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005

多可町の目標人口



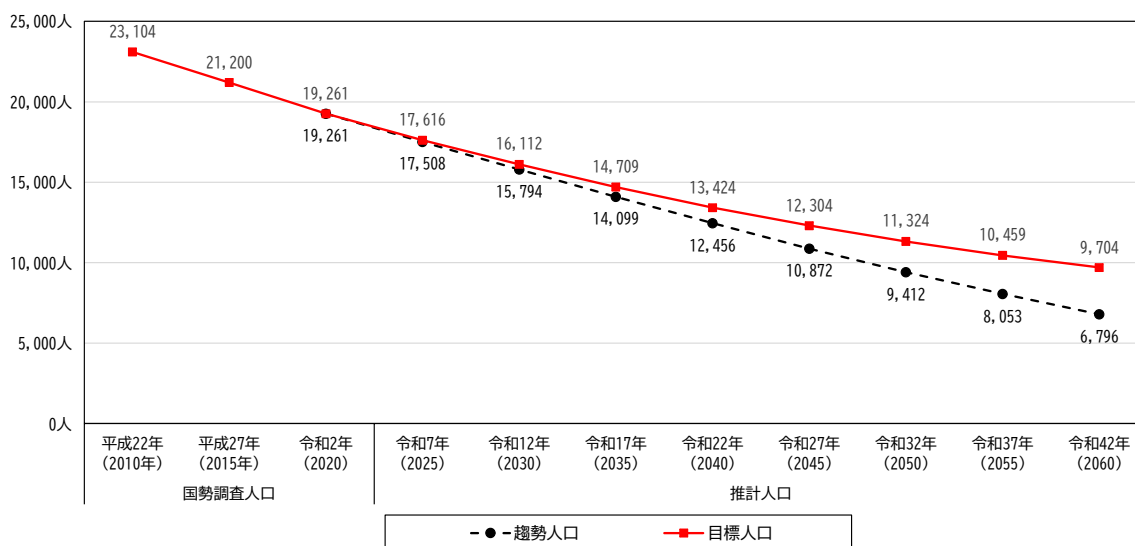
4 多可町の人口の将来展望

(1) 多可町の総人口将来展望

ここまでの検討をふまえ、多可町の目標人口は2060年時点で9,700人以上とし、多可町における人口減少に対して、長期的視点から改善に向けて取り組むこととします。

多可町の将来目標人口 2060年時点で9,700人以上

多可町の将来人口



単位：人

項目	国勢調査人口			推計人口							
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
趨勢人口	23,104	21,200	19,261	17,508	15,794	14,099	12,456	10,872	9,412	8,053	6,796
目標人口	23,104	21,200	19,261	17,616	16,112	14,709	13,424	12,304	11,324	10,459	9,704
戦略効果 (目標人口－趨勢人口)				108	318	610	968	1,432	1,912	2,406	2,908

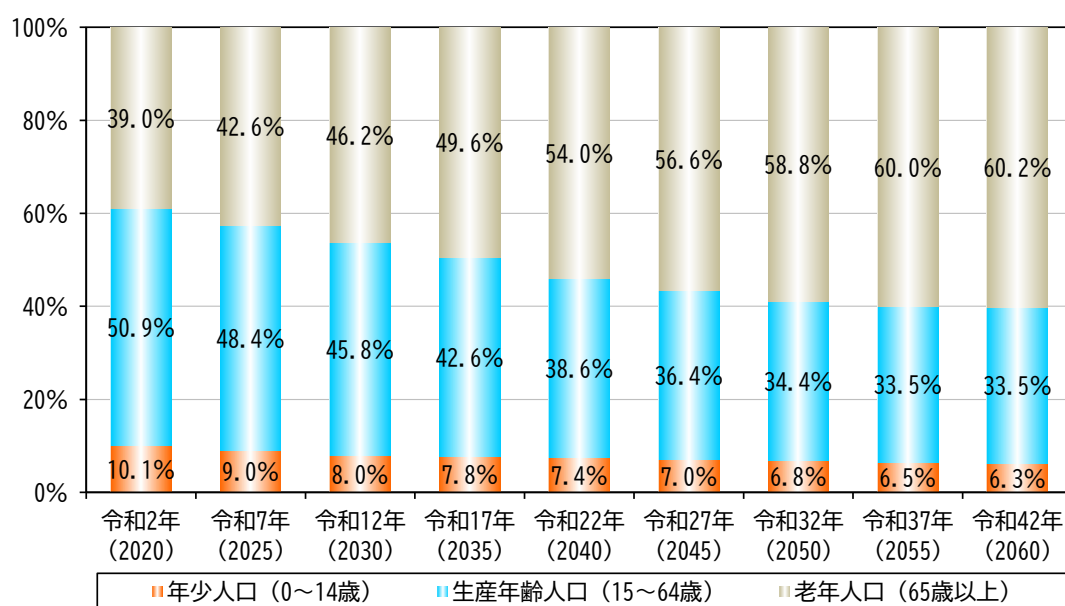
（２）年齢3区分別人口比率将来展望

今後、人口減少対策を講じない趨勢人口の 2060 年時点での年少人口比率は 6.3%、老年人口比率は 60.2%となる見込みとなっており、少子高齢化の進行が想定されます。

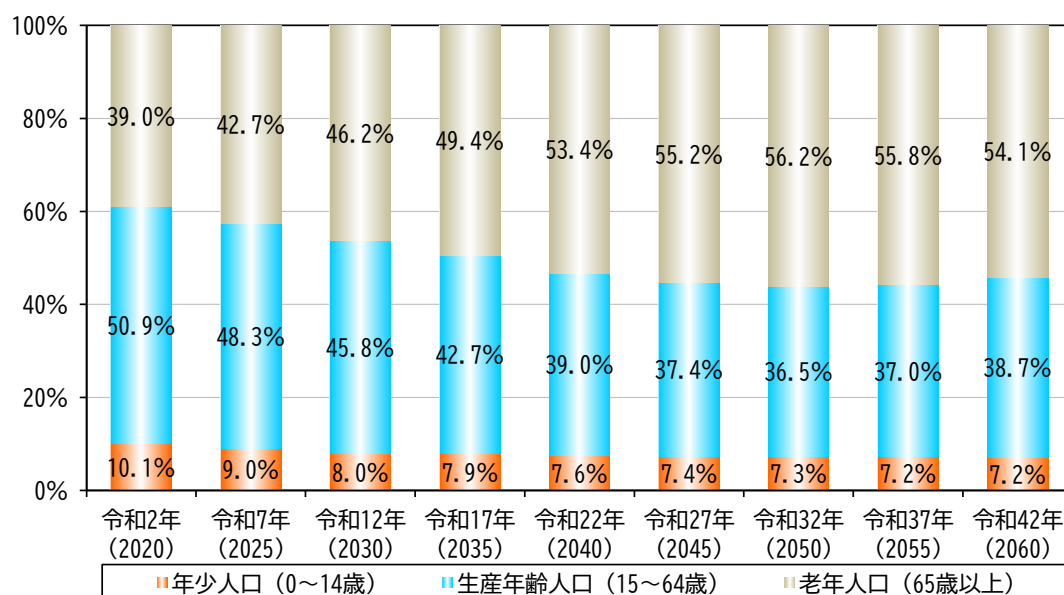
しかし、人口減少対策を行うことで、目標人口では年少人口比率の減少や、老年人口比率の増加を抑制することとなり、人口減少を緩やかにするだけでなく、人口構造に対しても影響を与えることとなります。

このようなことから、今後も出生や移動に対する対策は必要です。

年齢3区分別趨勢人口比率

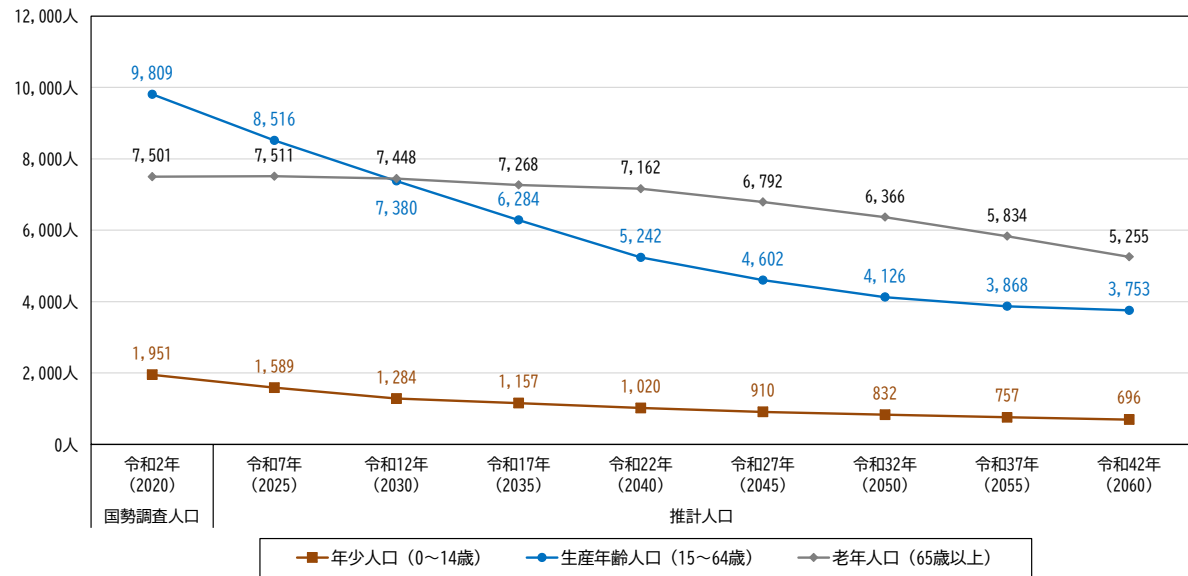


年齢3区分別目標人口比率

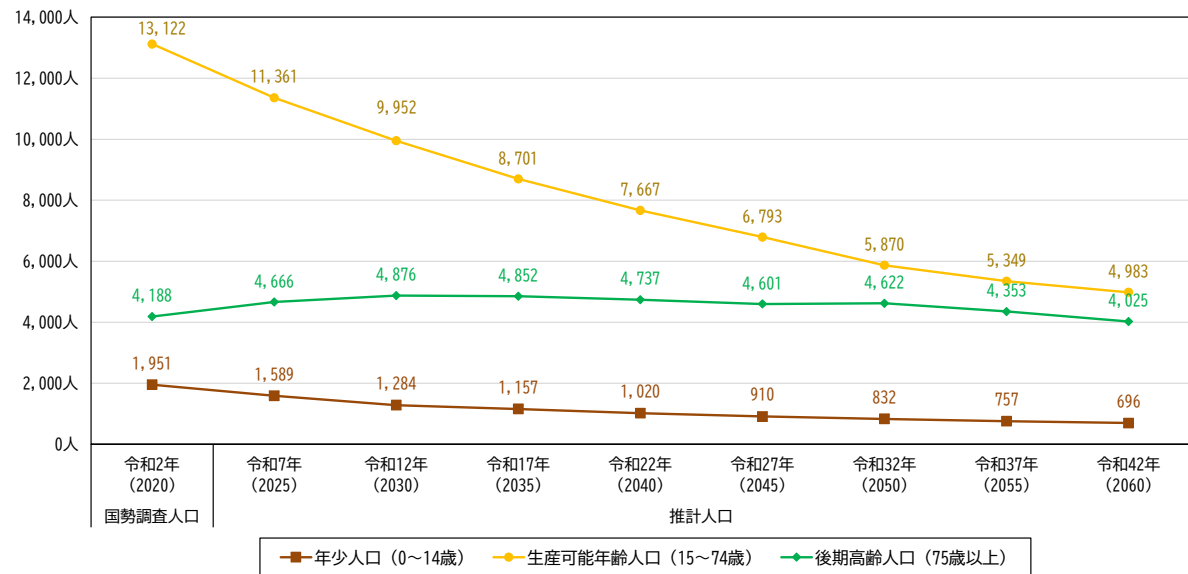


(3) 年齢 3 区分別人口将来展望

年齢 3 区分別目標人口



生産可能年齢人口を加味した目標人口



年少人口については、減少傾向となりますが、2060 年時点では、人口減少対策によって 696 人になると想定されます。

年少人口減少への対策として、今後も引き続き子どもや子育てに対する支援は重要で、少子化対策、合計特殊出生率上昇のための取り組みを実施していく必要があります。

生産年齢人口としては、2045 年頃から減少幅が小さくなっていくものと想定され、2060 年時点では、人口減少対策によって 3,753 人になると想定されます。

今後も若い世代や子育て世代を対象とした移住・定住支援や雇用の促進、子育て施策の充実を行うとともに、その世代の人口増と合わせ、結婚・出産による更なる人口増につながるよう取り組んでいくことが必要です。

老年人口については、2025 年をピークに減少過程に入ることが想定されています。しかし、減少幅を小さくすることで、2060 年時点では、人口減少対策によって 5,255 人になると想定されます。

元気な高齢者に活躍していただくことは、まちの活性化には重要であるため、今後も移住・定住への取り組み、誰もが活躍できる社会づくりに力を入れていくことが重要です。

(4) 2060 年に向けての展望

多可町の社会増減をみると、転入者より転出者が多く社会減となっており、特に男性は 20～29 歳で転出超過が 42 人と多くなっています。

また、合計特殊出生率は、国の目標値である 2.07 とは大きな差が生じています。女性の有配偶率をみると、20 歳から 39 歳にかけては、全国や兵庫県と比べて低くなっており、未婚化・晩婚化が進んでいると考えられます。

このようなことから、若年層を対象とした働く場の創出や就業機会の増加に向けた施策が必要となります。

また、結婚や出産に対する障壁を取り除き、安心して出産・子育てができる環境整備や結婚・出産・子育てに係る支援の充実が必要となります。

さらには、今後も多可町の持つ様々な魅力を発信し、様々な機会を通して多可町の交流人口や関係人口の増加を目指し、より関係性を深化させる取り組みを進めていくことで移住・定住へとつなげるとともに、生産可能年齢人口を地域の担い手へと育成していくことが大切です。

デジタル田園都市構想総合戦略



1 多可町デジタル田園都市構想総合戦略策定について

(1) 多可町デジタル田園都市構想総合戦略策定

多可町では、令和 2 年度に「第 2 期多可町総合戦略」を策定し、「人口ビジョン」で定めた目標人口に向けて、様々な取り組みを行ってきました。

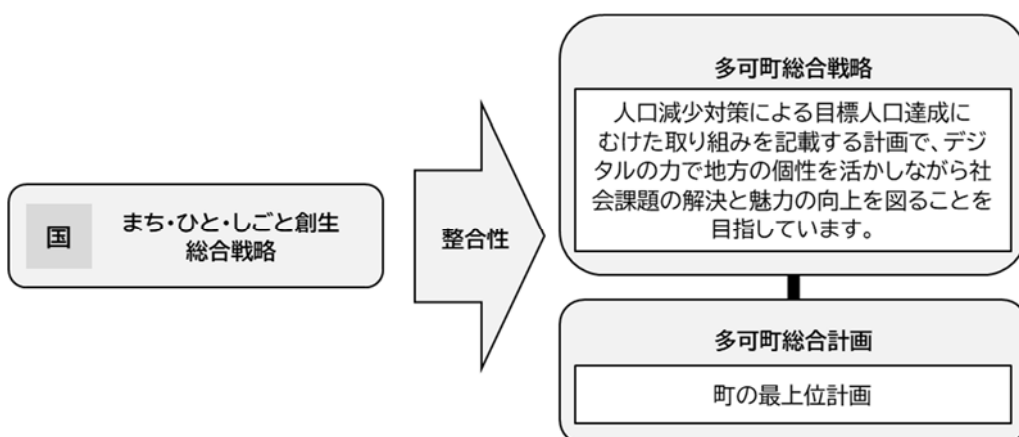
一方で国は、令和 4 年度、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を定め、市町村においてもデジタルの力で地方の未来を切り拓くための積極的な取り組みを行うよう要請しています。

このことを踏まえ、令和 6 年度、「第 2 期多可町総合戦略」の計画期間が満了を迎えるため、1年間前倒しで、第3期の「多可町総合戦略」に相当する「多可町デジタル田園都市構想総合戦略」(以下、「総合戦略」という。)の策定を行うこととしました。

「総合戦略人口ビジョン」で示す、多可町の目標人口である 2060 年時点での人口、9,700人以上の実現を目指し、デジタルの力を活用し、起業者への支援等による雇用の場の創出、子育て環境の整備等の子育て支援、定住・移住促進に向けた支援等を幅広く取り組んでいくことで、多可町の希望ある未来を切り拓き、人口減少対策を進めていくための計画として、「総合戦略」を策定します。

(2) 総合戦略の位置づけ

「総合戦略」の策定にあたっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、町内における最上位計画である総合計画とも整合性を図り、策定します。



(3) 多可町総合戦略の計画期間

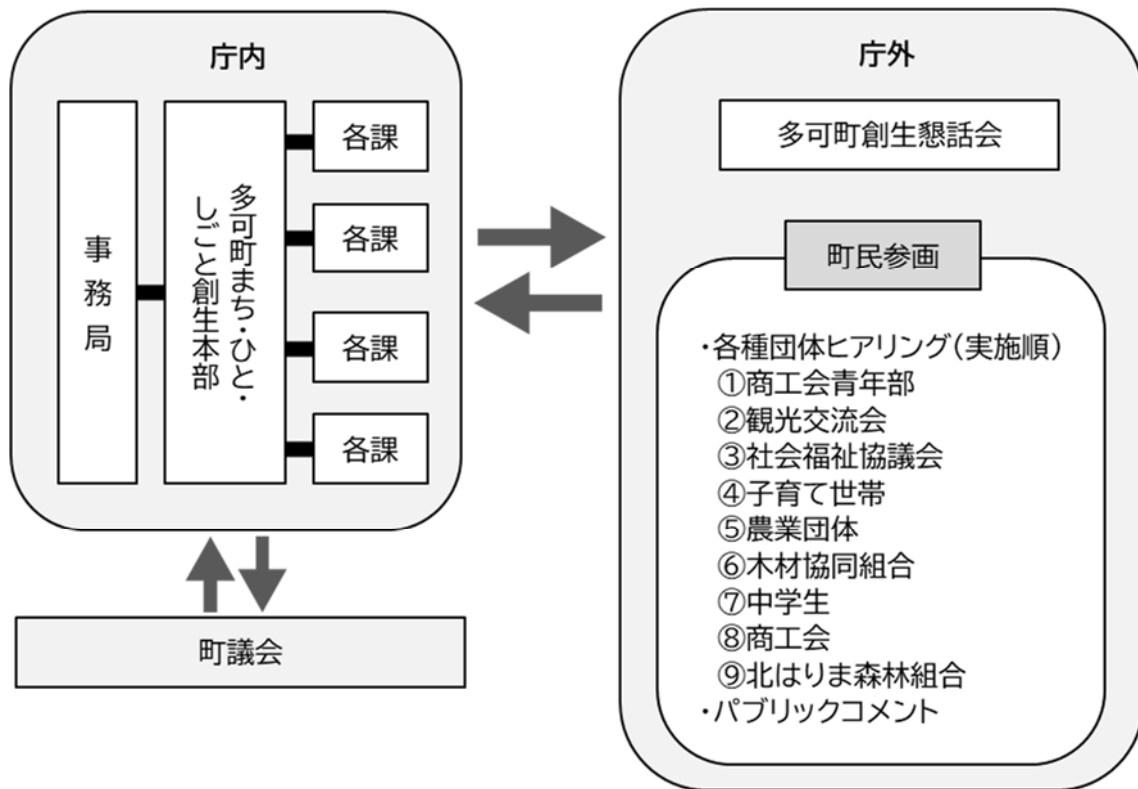
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
第二次多可町総合計画(後期基本計画)						
第 2 期多可町総合戦略						
				第 3 期多可町総合戦略		

(4) 策定体制

総合戦略の策定にあたっては、各種団体や中学生へのヒアリングによる、幅広い方々からのご意見・ご提案や、各種データ等を活用しました。

また、策定に際し、庁内組織である「多可町まち・ひと・しごと創生本部」や庁外の有識者組織である「多可町創生懇話会」において協議・検討を行いました。

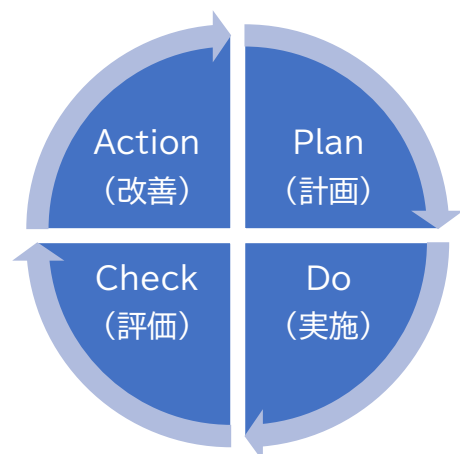
さらに、町議会に対する説明及び意見交換も踏まえつつ総合戦略として取りまとめました。



(5) 総合戦略の実施体制とフォローアップ(PDCA)

総合戦略の実施にあたってはPDCA サイクル(Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善))を確実なものとするため、具体的な事業計画であるアクションプランを作成し、「いつまでに」「何を」「どのように達成するのか」をより明確にし、総合戦略達成に向けた実施体制の確立を図ります。

また、総合戦略に掲げた政策パッケージや施策・事業については、今後の社会経済環境の変化や国の政策動向および、KPI の進捗状況の評価結果等を踏まえ、必要に応じ随時見直しを行っていきます。

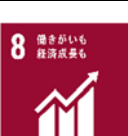


(6) SDGs※との関連性

SDGs※とは、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むための「持続可能な開発目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた 17 の目標のことで。

SDGs※未来都市の多可町では、SDGs※を多可町の地方創生の原動力とするため、「デジタル田園都市構想総合戦略」と SDGs※を紐づけし、取り組みの推進を図ります。

SDGs※17 の目標

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間間の不平等を是正する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

2 多可町総合戦略における全体ビジョン

多可町では、これまでの「総合戦略」において、「選べるまち・選ばれるまち 多可町をめざす」を基本目標と定め、結婚・出産から子育てに係る支援の充実、起業家への支援等で人口減少対策、地方創生に取り組んできました。しかし、人口減少の抜本的な歯止めにはつながっておりません。人口減少の流れを食い止めるために、ターゲットを絞り、より具体的に取り組んでいく必要があります。今回改訂する戦略では、特に、20代の流出を抑制し若い世代が住み続けられるまちとして、あらゆる分野でデジタル技術の導入を検討し地域課題を解消していくことで、田舎に居ながら安心安全かつ便利な生活環境の創出を目指します。また、高齢になっても地域の支え手として活躍できる施策を推進します。

少子高齢・人口減少は予想を遙かに超える速さで進み、非常に厳しい状況ではありますが、自然環境をはじめ有形無形の地域資源等多くの可能性を持つ多可町で、地域の活力を生み出す地域住民が、持てる能力で互いに支え合い自分スタイルで住み続けられるまちを目指します。

多くの可能性があり 誰もが自分スタイルで暮らせるまち

住みたいまち・住み続けたいまち 多可町をめざす

全体ビジョンの達成に向けて、4つの総合戦略を掲げ、4つの基本目標として計画の推進を図ります。

総合戦略Ⅰ 雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ

移住促進と人口流出抑制のためには、多様な雇用機会の確保が必要です。誰もが自分に合ったしごとの場があるまち、やりがいのある仕事を創出できるまち、地元の特産品を活かした活性化を図るまち等の実現に向けて取り組みます。

総合戦略Ⅱ 住みたい田舎として新しい人の流れをつくるまちへ

多可町の素晴らしい自然環境と安全な住環境を広く知らせることで、多可町に住みたいと多くの方に選ばれることは、移住の推進につながります。奨学金返還支援をはじめ、求人情報の提供や住宅関連の支援、体験型イベントの実施等を通じて、多可町での居住を希望する人々に魅力的な選択肢を提供し、移住・定住のきっかけとなるよう取り組みます。

総合戦略Ⅲ 結婚・出産・子育ての希望を叶えるまちへ

子育て世代のニーズにあった特色ある教育改革を進めるとともに地域教育の充実を図り、多可町で結婚・出産・子育ての希望を叶え自分らしいライフスタイルで暮らせる取り組みを進めます。

総合戦略Ⅳ 健康・交流と安心・安全の魅力あふれるまちへ

誰もが健康で、かつ、コミュニティにおける役割を持ち、いきいきと暮らしていける地域社会の実現で、多可町が自分の居場所となる可能性を持ちます。また、地域の自然環境を活かした健康プログラムや、デジタル技術を用いた観光振興、AI※・IoT※を用いた公共交通の最適化等を検討することで、住民全員が活躍できるまちとなるよう取り組みます。

3 具体的な取り組み内容

(1) 目指すべき人口

人口ビジョンにおいて設定した、令和 7 年時点での目標人口が 17,616 人であることを踏まえ、本計画の最終年度である令和 8 年の目標人口を 17,500 人以上とし、「第 3 期総合戦略」の最上位の目標として定めます。

令和 8 年時点での目標人口	17,500 人以上
----------------	------------

(2) 総合戦略と数値目標

総合戦略Ⅰ 雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ

8 働きがいも 生活成本も 9 産業と経済活動の 基盤をつくらう	基準値	目標値
	令和 4 年	令和 8 年
創業・起業件数	11 件	40 件(累積)

総合戦略Ⅱ 住みたい田舎として新しい人の流れをつくるまちへ

11 住み続けられる まちをつくらう	基準値	目標値
	令和 4 年	令和 8 年
社会増減数	-65 人	-71 人

総合戦略Ⅲ 結婚・出産・子育ての希望を叶えるまちへ

4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等も 実現しよう	基準値	目標値
	令和 4 年	令和 8 年
出生数	72 人	83 人

総合戦略Ⅳ 健康・交流と安心・安全の魅力あふれるまちへ

10 人や国の不平等 をなくそう 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	基準値	目標値
	令和 4 年	令和 8 年
観光交流人口	894.8 千人	1,200 千人

(3) 政策パッケージとKPI

継続(第2期戦略を引き継ぐ内容) 追加(現在実行中で第2期に掲載が無かった内容) 新規(今後、新たに検討・実施する内容)

総合戦略Ⅰ 雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ

多可町では、地元の雇用機会の確保が、移住促進と人口流出抑制の鍵を握っています。ここでは、山田錦を中心とした農業や優れた木材生産を実現する林業、地域固有の播州織・繊維業をはじめ、農林商工業の経営者・技能者・技術者について産業のDX※化、GX※化等を踏まえた育成支援の強化を行うことや、既存事業者の事業承継・事業拡大を支援することで、多可町内における働き方の多様化につなげます。

そして、地元企業、事業者、ハローワークとの連携を強化し、地域での就職活動を支援することで、住民が多様な職種から希望の仕事を見つけられるよう、より多くの選択肢を提供します。

さらに、多可町商工会等と連携し継続的に地域での創業・起業を支援するとともに、地域ブランドの育成を推進します。

また、優良企業の誘致策等を推進するなど町における雇用の場の充実を図り、地元住民だけでなく、外部からの関心も惹きつけ、より多くの方が多可町で働きたいと思うまちを目指します。

政策パッケージⅠ-1 既存事業者の経営基盤強化支援

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
SDGs※登録制度事業者数	9 件	20 件
認定農業者数 農業生産法人数	認定農業者 28 人 農業生産法人数 10 法人	認定農業者 30 人 農業生産法人数 12 法人
林業従事者数	67 人	80 人

Ⅰ-1 既存事業者の経営基盤強化支援

①地元企業の経営体質強化支援

1 事業所の設備の近代化・高度化に必要な制度資金融資※に対する利子補給※等の支援

①中小企業事業資金融資制度【継続】

町内中小企業の企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するために、事業計画の策定支援を行うとともに、この計画に基づく資金の融資を行い、資金繰りを円滑化することによって経営の安定化を図ります。

②小規模事業者経営改善資金融資利子補助金制度【継続】

多可町商工会から推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資を受けた小規模事業者の当該融資に係る利子に対し、予算の範囲内においてその一部を補給金として交付することにより、小規模事業者の負担軽減及び経営安定を図ります。

③中小企業信用保険法※に基づく制度【継続】

中小企業信用保険法※に基づく、中小企業勤労者生活資金制度や勤労者住宅資金融資制度を通し、町内企業に勤務する勤労者の生活安定を支援します。

2 既存企業の規模拡大や新規企業の進出による雇用機会の拡大に向けた優遇制度等の周知徹底

①多可町産業立地等促進特別措置条例に基づく制度【継続】

町内において工場等の新設または拡張を行う際に、固定資産税の課税免税等を行い、産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。

3 産学官連携による外国人労働者受け入れ対策の促進

①官民と地域が協働・連携した、外国人労働者の地域への受け入れ【継続】

今後増加すると見込まれる外国人労働者と居住する地域住民との共生がスムーズに行われるような仕組みづくりを検討し、外国人労働者の地域へのとけ込みを支援します。

②外国人労働者受け入れ企業等への支援検討【新規】

多文化共生※の推進や外国人労働者のマネジメント技術に関する研修を行い外国人労働者の受け入れ体制を強化する事業所に対し、商工会等と連携し支援を検討します。

③外国人労働者向けの生活支援サービスの提供【新規】

外国人労働者が日本での生活をスムーズに過ごすための支援(住宅、勤務、健康、教育、文化交流等)を行います。これにより、外国人労働者の生活の質を向上させ、労働力不足の解消につなげます。

4 後継者不足の事業所への対応

①事業引継支援センター等との連携による事業継承マッチングの強化【追加】

後継者不足のため、廃業を選択する事業所の事業存続の手助けとなるよう、事業引継支援センターや町ホームページ等でＵターン希望者へ告知等を行い、事業継続への支援を行います。

②事業承継研修・セミナーの提供【追加】

事業承継に関する基礎知識や手続き、税制の解説等を行う研修やセミナーを定期的に開催し、後継者や事業者の認識を深め、承継のハードルを下げます。

③地域内ネットワークの活用と拡大【追加】

商工会や区長会、各種業界団体等と連携し、後継者不足の事業所を支援するネットワークを構築・拡大し、地域内のリソースや人材の動き、複数の企業のノウハウを活用して、事業承継の機会と新規事業の創出の機会を増やします。

5 事業者の新たな挑戦に対する支援

①持続可能な経営※(循環型社会※への取り組み等)を考慮した事業者の自己変革力の促進【追加】

地域資源や廃棄物を活用した商品の開発や販売を促進することで、環境負荷の低減と循環型社会※等を目指します。

②異業種間コラボレーション※の促進【新規】

クリアグリーン TAKA※等での異業種間交流・連携を強化し、新しい特産品の共同開発や付加価値を創造します。これにより、地域資源の更なる活用を目指します。

③地域一体型オープンファクトリーの促進【追加】

商工会や周辺自治体、国(近畿経済産業局)と連携し、地域が一体となったオープンファクトリーの実施について推進します。

6 デジタル技術を基軸としたマーケティング※等の強化と地域内循環の促進

①地域商社 RAKU との連携強化による特産品等の戦略的発信の促進【追加】

地域の企業・事業所と連携し、各商品の安定した販売と市場開拓に向け、マーケティング等に基づく

情報発信を強化します。

②オンライン展示会等の検討【新規】

特産品の知名度アップのため、デジタル技術を活用した新たな市場の開拓を検討し、オンライン展示会等の開催について検討します。また、地域資源を活用した地域の特産品(檜木、有機農産物、オーガニック製品等)や、これに携わる職人技について新たなデジタル技術を活用した情報発信について検討します。

③地域通貨導入の検討【新規】

商工会・企業等関係機関と連携し、デジタルプレミアム付き商品券をはじめ、各種行政サービスの利用や健康づくりの活動、買い物等で得られるポイントを地域内循環させることで、地域経済やコミュニティの活性化につながる地域通貨の導入を検討します。

②人材育成と雇用のマッチング

1 地元高校生と地元企業のマッチング

①企業展示説明会や職業人講話の開催【継続】

地元就職活動の支援策として、商工会から会員事業所が近隣高等学校に出向き、働くことの意義や地域の雇用に関する情報等の講話を行います。

②高校生等による企業戦略等の検討【新規】

地元高校生等を対象に、地元企業がミッションや事業内容について講義し、グループワークを通じて、その企業の新たな事業や戦略を検討するなど地元の事業所をより身近なものとして体験し、将来の就職に繋がるような取り組みを検討します。

2 求人情報や仕事関連情報の充実

①求人情報に関する相談業務等の実施【継続】

西脇公共職業安定所(ハローワーク)の求人情報を役場本庁、隣保館(中ふれあいセンター)、加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザの4箇所で閲覧できる環境を維持します。また、役場において求人に関する相談も受け付けます。

②たかテレビでの企業紹介等【継続】

たかテレビでCM枠を設置し、町内の企業に関する情報提供を検討します。

③ホームページ、SNS等を活用した企業・仕事情報の発信【新規】

ホームページ、SNS等を活用した創業支援や就職等の仕事関連情報の発信強化を検討します。また、商工会の「いなか暮らし&大人のインターンシップ」サイトとも連携します。

3 広域的な視点に立った通勤可能圏内での合同企業説明会の開催

①合同企業説明会【継続】

大学卒業者等求人企業合同就職面接会や求人合同就職面接会、就職懇談会をはじめ、中高年齢者・障がい者雇用優良事業所見学会や各種セミナーを開催します。

4 技術継承や学び直しにかかる支援

①技術継承に向けた環境整備の検討【新規】

技術を継承したい人に対し、賃貸住宅の紹介等の支援を検討します。また、師弟制度による技術継承を行えるような体制づくりについて検討します。

②町内企業に勤務する従業員の学び直しを支援【新規】

町内企業に勤務する従業員の方が学び直しを行う支援として、国等の支援制度に関する情報を提供します。

5 UIJ ターン※に向けた合同企業説明会の開催

①成人式や同窓会等を活用した就職説明会の開催【新規】

多可町内の製造部門、建設部門、介護福祉部門等を中心に、人材不足が深刻な企業と連携し、合同企業説明会を開催し、デジタル技術の導入や新しい働き方の実現をアピールしていきます。

②多可町 UIJ ターン※就職フェアの開催【新規】

全国からの UIJ ターン※を促進するため、多可町内の企業や農林業者と求職者をつなぐ就職フェアを開催します。

③農業 DX※の促進と多可町ブランドの推進

1 全国各地の酒造会社と連携した多可町産山田錦の契約栽培の推進

①村米制度※と契約栽培の推進【継続】

多可町における「村米制度※」の推進と、蔵元と農家が強い連帯感でつながる契約栽培の推進を行います。

2 「山田錦発祥のまち」「日本酒で乾杯のまち」としてのブランディングの推進

①「山田錦・日本酒の日」全国発信イベントの開催【継続】

日本酒の全国発信イベントや田植えイベント等を開催し、全国に向けて山田錦を発信することで「山田錦発祥のまち」を消費者に伝え、農業と地域の活性化を図ります。

②多可町産山田錦を活用した日本酒と播州百日どりの活用推進【新規】

多可町産山田錦の日本酒と播州百日どりを使用した料理コンテストを行うなど、新たな料理メニューの開発を行い、町内飲食店で販売や売り上げ向上を目指します。

3 農業と他産業の異業種交流の推進

①農業と他産業の異業種交流による新商品の開発【新規】

新商品の開発に向けてデジタル技術を活用します。

②異業種と農業のコラボレーション(兼業農家の推進)【新規】

閑散期に芸術活動等を推進するなど、他産業のプロフェッショナルと地域の農家が協働し、農地や農作業をテーマにしたイベント等の展開を検討します。繁忙期の農作業支援制度や新規就農者の育成支援等の施策についても検討します。また、多様なバックグラウンドを持つメンバーと一緒に農業に取り組むことで新たなアイデアや技術の導入を促進します。

③稼げる農業を目指し農業経営の組織化・企業化を促進(オーナー制度導入含む)【新規】

農業人材の確保、経営承継の円滑化、経営管理能力の向上等を目指し、農業経営の組織化・企業化を促進します。

4 有機農業における安全な農産物の生産とその普及

①「オーガニックビレッジ宣言」に向けた取組による有機農業等の拡大【新規】

環境に配慮した有機農業等の拡大に向けて「オーガニックビレッジ宣言」に向けた取組を検討するとともに、町内外での消費に向けて飲食店等に対し広報等を検討します。

②スマート農業で有機農業等を先導【新規】

AI※やIoT※技術を導入し、農作物の生育状況、土壌の状態、気象情報等をリアルタイムで分析し、最適な栽培管理や収穫時期を判断することによって品質と収量の向上について検討します。

5 ドローン等のロボット技術の普及・促進と農地管理におけるDX※化の推進

①農業生産・農地管理の効率化の支援による農業の生産改革【新規】

ドローン等ロボット技術等で有害鳥獣対策や農業生産の効率化を目指す生産者に対し支援を検討します。

また、農地情報のデジタル化により生産物や農地の状況を地図上で確認できるシステム(GIS※)の導入を検討します。

②農地中間管理機構との協力【新規】

農地の適切な管理と利用を促進するため、中間管理機構と連携し、ドローン等のロボット技術を活用した農地情報により、新規利用者の参入をサポートします。

③水門の自動・遠隔操作導入による洪水リスクと作業負担の軽減化【新規】

稲作において負担の大きい水管理の軽減のために、主要な水門に自動化・遠隔操作機能を導入し、洪水時のリスクを低減するとともに、定期的な監視や点検をドローン等を活用することで、人手不足や高齢化の問題を軽減します。

④林業DX※の促進と多可町ブランドの推進

1 森林環境の整備と町内産木材の活用

①森林環境の整備と町内産木材の活用【継続】

公共建築物の整備において、可能な限り木造化または内装等の木質化を図り、木材の利用にあたっては、可能な限り県産木材(地域木材)を使用します。また、県産木材を使用した木材住宅の建設を促進するため、「兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度」等の情報を効果的に発信します。

②町産檜木の地域内循環促進【追加】

町産の檜木材を使用し、新築住宅の建築やリフォームをした場合、補助します。

③森林環境譲与税※の活用【継続】

木材利用の促進や、森林整備による国土保全機能、水源涵養機能等の公益的機能のみならず、森林空間を活用したクアオルト健康事業等ソフト事業への展開に森林環境譲与税※を活用します。併せて、地域の安定的な雇用の創出等につながる仕組みを検討していきます。

④林業従事者確保対策の実施【継続】

森林環境の整備に不可欠な林業労務従事者の確保や森林技術者の確保・養成のため、森林組合への支援を行います。

2 森林を守る山主に対する支援

①森林環境譲与税※を活用した植林地の循環【新規】

森林環境譲与税※の使用目的として、全伐、再植林を行う山主に対して補助を検討します。

②Jクレジット制度※の導入支援【新規】

SDGs※未来都市として森林を適正管理するため、新たな収入源としてJクレジット制度※の導入を検討します。

3 林業従事者確保対策の実施

①ドローン等のロボット技術の普及・促進支援【新規】

林業従事者の過酷な労働条件を緩和するためドローン・ロボット技術の普及・促進に対する補助等の支援について検討します。また、電波が入らない場所でも位置が分かる仕組みの導入で、作業員の安全性の向上について検討します。

②林業で生活できる環境の整備【新規】

質の良い木材を継続的に提供し、林業関係者の生活の安定化を図るため、作業の進捗管理・木材の品質管理・生産管理における ICT※化の支援について検討します。

③森林資源等の一元管理【新規】

業務管理を記憶から記録へ移行するために、森林資源や境界情報をデジタル化し、ワンクリックで全ての山の情報が閲覧できるよう検討します。

政策パッケージ I-2 多可町独自の新たなしごとを創る(創業・起業の促進)

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
創業・起業件数(累計)	11 件	40 件
多可町特産品認証件数(累計)	92 件	200 件
企業誘致件数 (新規・規模拡大等による 操業開始企業件数)(累計)	10 件	20 件

I-2 多可町独自の新たなしごとを創る(創業・起業の促進)

①継続的な創業・起業支援

1 商工会等と連携による「創業支援計画」に基づく情報提供と資金援助等の実施

①創業・起業支援補助金(創業資金援助)制度【継続】

町内における創業者に対し、新規創業に要する経費の補助を行うことで、創業者の支援を行います。

②中小企業庁による各業種への補助金制度(商工会が窓口)【継続】

生産性向上のための革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部支援を継続します。

③特産品開発支援補助制度の実施【継続】

町内の会社や個人事業主に対して、地域資源や特性を活かした、特産品の開発等に要する経費の補助を行う支援を継続します。(特産品開発支援補助金)

④販路開拓支援事業【継続】

町内の会社や個人事業主に対して、自社製品や技術等の販路拡大を目的に見本市等に独自に出展する経費の補助を行う支援を継続します。(中小企業販路開拓支援補助金)

2 特定創業支援事業による起業・創業の担い手の発掘・育成

①創業塾・創業セミナー【継続】

創業予定者や創業に興味を持つ住民を対象に創業セミナーを継続開催します。また、男女共同参画担当課とも連携し、女性の活躍の場を増やすための取り組みを強化します。

②ホームページ、SNS 等を活用した企業・仕事情報の発信【新規・再掲】

③小規模事業者経営改善資金融資利子補助金制度【継続・再掲】

④中小企業信用保険法※に基づく制度【継続・再掲】

3 IT 関連事業創業者のサテライトオフィス利用に向けた空き家・空き店舗の情報提供等

①空き家バンク「タカ、と。」の活用【継続】

4 地域資源活用型起業支援(空き家、古民家、廃校等を活用した事業等)

①空き家バンク「タカ、と。」の活用【継続・再掲】

②兵庫県地域再生計画に則した減税等措置【継続】

多可町内にある兵庫県地域再生計画に則した減税措置の適応を受ける工場適地について情報発信し、企業誘致を進めます。

5 地域資源と DX※の融合による多様な雇用機会の提供

①『クリアグリーン TAKA※』による新たな可能性の追求で環境・経済・社会への好循環【新規】

『クリアグリーン TAKA※』の活動を通じて、ともに成長する過程で誰もが生き甲斐を感じるとともに SDGs※にも貢献しながら新たな価値創造を目指します。また、地域課題に向き合うことができるデザイン思考を持った住民を育て、DX※の融合等を図ることで新たな産業ビジネスの創出を目指す取り組みを支援します。

②多可町 SDGs※ファンドの設立【新規】

持続可能な地域運営に向けて、地域資源を活用し地域の課題に取り組む事業所を支援するため、企業版ふるさと納税等を財源とする多可町 SDGs※ファンドを設立し、ビジネスの育成等を促進します。

③地域通貨導入の検討【新規・再掲】

②サテライトオフィス、ワーケーション※オフィス等の整備による新たな就業形態の導入検討

1 新たな就業形態への支援

①環境等整備の検討【新規】

サテライトオフィス、ワーケーション※オフィス等の環境を整備する拠点への支援を検討します。
また、テレワーク、フレキシブルワークの導入で地域での働きやすさを向上させ、雇用機会の拡大を検討します。

②多様な働き方希望者への支援【新規】

時間や場所、身体状況等によって働く機会の少ない子育て世代の女性や高齢者をはじめ、働きたい全ての人に対し、関連機関等と連携し、働く機会の提供等の支援を検討します。

③多可町ブランドの育成

1 「多可町特産品認証」による全国への情報発信

①多可町特産品認証品の更なる拡大【継続】

特産品の競争力強化を図るため、品目ごとに定める認証基準に適合した特産品を認証し、確かな品質・確かな技術を伝える多可町生まれの地場産品をアピールし、あわせて購買者の信頼を高め、地場産業の活性化を図ります。

②ふるさと納税返礼品【継続】

多可町産山田錦でつくった日本酒や播州百日どりをはじめとする多可町の特産品を中心に、健康や安心安全・美味しさなどを強みとした話題性あるふるさと納税の返礼品としてアイテムを拡充し、多可町ブランドの育成と魅力発信を図ります。

③売れる地場産物の開発や販路拡大のためのシステムづくり【新規】

酒米山田錦・杉原紙・敬老の日や健康保養地等、魅力ある有形無形の地域資源で付加価値をつけ、競争力のある特産品として市場に供給できるよう、販売システムを強化します。

2 健康関連産業・GX※産業の創出と新しい雇用機会の創出等支援

①健康関連産業の推進【追加】

健康保養地事業の推進により交流人口を増やし、町内業者が参画できるプログラムを作ることで、雇用機会やビジネスチャンスの創出を図ります。

②多可町産檜木ブランド開発プロジェクト【新規】

文化庁が進める「ふるさと文化財の森」への登録を目指すなど多可町産檜木の独自性を確立し、特性(粘り、油分、香り)を活かした製品展開やマーケティング活動を検討します。

③GX※の推進【追加】

SDGs※未来都市として、環境問題や持続可能な開発に配慮した「持続可能な経営※」を行う事業所を多可町 SDGs※制度の登録事業所として登録し、その取り組みや商品を広く発信することで市場における競争力を高めます。

④SNS を活用した多可町体験発信【追加】

地域の観光スポットや特産品を SNS で発信し、現場の臨場感を伝えることで、観光客の誘致やブランドの拡散を目指します。

④企業誘致の推進

1 企業促進策による新規優良企業の誘致

①企業誘致にかかる体制強化【継続】

多種多様な分野から新規・拡張等の企業進出がなされるよう、役場関係課が定期的に情報を共有し企業等からの相談に、迅速かつ円滑に対応できる体制を構築するとともに、企業への積極的な営業活動を行っていきます。

②兵庫県の地域再生計画に基づく企業促進、誘致策への積極的な関与【継続】

兵庫県と連携し優遇策のある「本社機能」、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」の移転を行う企業について働きかけを行うため、情報発信を行います。

③ひょうご・神戸投資サポートセンターへの情報提供【継続】

サポートセンターと連携しイベント等を通じ新規・拡張進出や移転希望企業に対し情報発信を行います。

④企業誘致パンフレットの活用【継続】

企業誘致パンフレットをアップデートし紙媒体を関連機関に配布するほか、電子データをホームページや SNS にアップロードし情報発信を行います。

総合戦略Ⅱ 住みたい田舎として新しい人の流れをつくるまちへ

多可町は自然環境が素晴らしく、人に紹介するスポットとして多くの場所があり、また治安も良いことで住みやすいまちであると、住民からの評価を得ています。そのような魅力を持つ多可町を、移住先に選んでもらう際、まずは多可町のことを知ってもらうことが重要です。

よって、UIJターン※希望者の受入れ支援として、多世代住宅助成、住宅リフォーム助成、中古住宅購入助成、おためし住宅の提供、若者・子育て世帯向けの住宅ローン利子助成等多様な住宅関連施策を進めていきます。また、求人情報、起業・創業相談等、SNS を通じた情報発信を強化します。

更に、「体験できる田舎」、「体験できる多可」をテーマに、観光資源を活用した体験型イベントや AR※/VR※観光ツアーの検討をはじめ、農家民宿の創業支援等を通じた移住促進につながる事業、大学生との交流による地域課題解決のための共同プロジェクト等にも取り組みます。

こうした取り組みを通じ、Uターン者をはじめ、移住を考える若年層や田舎暮らしを希望する人々等、多可町に住みたいと思う人が集まるまちを目指します。

政策パッケージⅡ-1 ふるさと回帰希望者(UIJターン※)の受入れ

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
奨学金返還支援者数(累計)	11人	50人
あったか家族多世代住宅助成件数(累計)	21件	115件

Ⅱ-1 ふるさと回帰希望者(UIJターン※)の受入れ

①UIJターン※希望者の受入れ支援

1 UIJターン※希望者へ向けた情報提供

①求人情報、起業・創業に関する相談業務【継続・再掲】

②空き家バンク「タカ、と。」の活用【継続・再掲】

③移住サポーター等によるガイダンスの活用【追加】

移住サポーターを中心に、既に移住・定住した住民や地域の住民、就業・就農関係者と連携し、空き家バンク等も活用しながら、希望者へ多種多様な相談等の支援を行います。

④ホームページ、SNS等を活用した企業・仕事情報の発信【新規・再掲】

2 ふるさと(田舎)回帰の活性化支援

①多可町に回帰する可能性がある人たちの呼び水として、町内で開催されるお祭りや同窓会等に関

する情報発信【継続】

②奨学金返還に係る補助等による支援【継続】

②移住・定住支援事業

1 暮らしの魅力情報発信による自然豊かな環境等への定住の促進

①多可町の動画コンテンツや SNS を利用した情報発信【継続】

動画共有サービスの広告機能を利用した多可町のまち・ひと・しごとの魅力を発信する動画コンテンツの配信や、SNS を活用した情報発信を行います。

また、多可町が実施する、定住支援や子育て支援等を包括的にまとめたパンフレットを更新し、紙媒体・ホームページ・SNS 等で情報発信を行います。

②移住サポーター等によるガイダンスの活用【追加・再掲】

③あったか家族多世代住宅助成事業※の実施【継続】

一定の要件を満たし、親族等と同居または近居するため住宅を新築、増築、改築する人に対し規模に応じて助成します。

④住宅リフォーム助成事業の実施【継続】

一定の要件を満たし、町内業者の施工により住居をリフォームする人に対し一定額を助成します。

⑤中古住宅購入助成事業の実施【継続】

町内の中古住宅を購入し、転入または転居された場合、一定額を助成します。

⑥町営住宅の活用(おためし住宅等)【継続】

子育て世帯はじめ、多可町での労働希望者に、目的外使用の承認を得た町営住宅を活用した「おためし住宅」で多可町の暮らしを体験してもらい定住につなげます。

⑦若者・子育て世帯向け住宅ローン利子助成事業【継続】

一定の要件を満たした若者・子育て世代が、兵庫県信用組合の住宅ローンを利用して初めて住宅を新築、リフォームまたは購入する場合に一定の利子相当分を助成します。

⑧三世代同居対応改修工事推進事業の実施【追加】

一定の要件を満たし三世代同居に対応した住宅改修工事を実施する世帯に対し、一定額を補助します。

2 宅地分譲地の斡旋や町有地、町営住宅の活用等

①宅地分譲地購入、住宅新築助成制度【継続】

町が分譲する「ハイランドかみの郷」に住宅を新築し、定住する人に対し一定金額を助成します。

②宅地分譲若者世帯支援特例制度【継続】

町が分譲する「ハイランドかみの郷」に住宅を新築し定住する人で、中学生以下の子育て世帯または新婚世帯に対し、分譲地販売価格から一定額を減額します。

③宅地購入希望情報提供制度【継続】

町が分譲する「ハイランドかみの郷」の購入希望者を紹介し、紹介された宅地購入希望者が町と 6 ヶ月以内に土地譲渡契約を締結し、所有権移転登記を完了した場合、紹介者に謝礼として奨励金を交付します。

④町有地の有効活用【継続】

宅地や地域の活性化につながる活用を目的とした町有地の売却を進めます。

⑤町営住宅の活用(おためし住宅等)【継続・再掲】

3 空き家等対策による定住促進

①空き家バンク「タカ、と。」の活用【継続・再掲】

②中古住宅購入助成事業の実施【継続・再掲】

③空き家活用支援事業(子育て支援タイプ)【継続】

若年世帯または子育て世代が空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する費用の一部を補助します。

④就業体験を含めた定住施策の検討【継続】

UIJ ターン※希望者に、商工会の「いなか暮らし&大人のインターンシップ」サイトとも連携し、就業体験を含めた多可町のまち・ひと・しごと体験の提供を検討します。

4 地域の資源等を活用した定住促進支援

①町産檜木を使った新築住宅への支援【追加・再掲】

②災害が少ない町 PR キャンペーン【新規】

多可町は大きな災害が少ない特性を強調し、これを魅力として情報発信を強化します。

5 移住・定住促進にかかるインセンティブ※の検討

①移住者・定住者へのインセンティブ※提供【新規】

一定条件を満たし多可町に移住した東京 23 区在住又は東京圏に在住し東京 23 区内へ通勤していた世帯への移住支援を検討します。また農地の情報等の提供について検討します。

政策パッケージⅡ-2 多可町の魅力を知る「多可町関係人口」を増やす仕掛けづくり

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
体験型イベント参加人数	63,203 人	64,600 人
大学等連携活動団体数	9 団体	15 団体

Ⅱ-2 多可町の魅力を知る「多可町関係人口」を増やす仕掛けづくり

①「体験できる田舎」「体験できる多可」推進事業

1 「体験できる田舎」「体験できる多可」の情報発信

①町ホームページや観光交流協会ウェブサイトを活用した情報発信【継続】

四季折々の自然、個性豊かな特産品、心惹かれるイベント等、多可町の魅力についてホームページや観光交流協会のウェブサイトから情報発信します。

2 「体験できる田舎」「体験できる多可」の仕掛けづくり

①観光資源を活用した体験型イベントの実施【継続】

「日本一の和紙 杉原紙の紙漉き体験」「多可オープンガーデンバスツアー」「多可町山遊びフォトコンテスト」等、多可町の観光資源を活用した体験型イベントを開催し、多可町ファンを増やす取り組みを行います。

②農家民宿の創業支援【継続】

多可町の豊かな自然環境や地域資源の魅力を活用した農家民宿の創業のため、セミナーや創業補助金活用の情報発信を行い、創業希望者の掘り起こしと創業支援を行います。

③地域環境の観光資源としての保護・活用【新規】

棚田をはじめとする、多面的機能を有する田園・遊歩道・庭園等、観光資源として活用が期待できる地域資源の景観や環境保全対策を継続し、AR※/VR※観光ツアーの提供と併せて観光交流人口、更には関係人口の増加へつなげます。

②多可町ファンや大学等との交流連携による関係人口を担い手へと養成

1 多可町ファンから二地域居住※者、定住へと段階的な移行支援

①企業の森づくり(フィールドの提供)【継続】

企業の社会貢献活動である「企業の森づくり」に対しフィールドを提供し、多可町認知のきっかけ作りとなるよう取り組みます。

②滞在型市民農園施設の運営【継続】

二地域居住※というライフスタイルの実現を支援し、多可町への定住につなげます。

③空き家の活用支援(店舗・交流拠点タイプ)【継続】

店舗や地域交流拠点として活用できるよう、空き家の物件案内を行います。

2 大学ゼミ等と地域の交流連携による地域づくり

①大学生との交流による地域課題の解決【継続】

地域の課題解決に向け、斬新なアイデアを持つ大学生との連携により閉塞感打破を目指します。

特に、包括連携協定や S カレ(商品企画やマーケティングをテーマとした大学対抗のインターカレッジ)等で協力関係にある大学と、多可町の資源を活用した商品開発を行います。また、これらの取り組みを広く情報発信することで多可町の知名度を上げ、多可町ファンの獲得や地域の活性化につなげていきます。

1. 甲南女子大学(八千代区中村)

- ・外国人就労者との交流を通じた相互理解の促進・伝統文化資源『杉原紙』を用いた商品開発
- ・遊休農地を活用した農作物の栽培や、地元食材を使った新たな料理レシピの開発

2. 神戸大学(加美区観音寺)

3. 兵庫県立大学(加美区岩座神)

4. 上田安子服飾専門学校

- ・多可町商工会内のグループ「Banshu-ori Next Japan」の「多可播州織ブランドプロジェクト」で産地の見学受け入れや生地を提供で、未来のデザイナーやパタンナーと交流を深め、播州織の新展開を探っていきます。

総合戦略Ⅲ 結婚・出産・子育ての希望を叶えるまちへ

自分らしいライフスタイルを選択していくなかで、結婚・出産・子育ての希望が叶うよう支援することは、人口減少対策としても大変効果的であるといえます。

多可町では、自分らしいライフスタイルを実現できるよう、結婚応援事業やデジタル技術を活用して結婚・出産・子育てに対する総合的な支援を実施します。そして、働きながらも子育てがしやすい環境を整え、毎日を安全かつ安心して過ごせる家庭やコミュニティの形成を促します。

また、子育て世代の教育ニーズにあった特色ある教育改革を進め、ICT※を活用し、子どもの能力や個性に応じた教育を進め学力を向上させるとともに、国際色豊かな教育を行うことで、多可町で子育てしたいと選んでもらうための取り組みを推進していきます。

さらに、ふるさと教育をはじめ、地域について子どもたちが知る機会の充実を図り、子どもたちの社会参加を通じて郷土愛を育み、将来多可町に住む選択肢にもつなげていきます。

政策パッケージⅢ-1 切れ目のない結婚・出産・子育て施策の充実

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
婚姻届出数	39 件	40 件
子育てサービスに関する満足度	—	毎年上昇へ
ファミリーサポートセンター登録者数	42 人	50 人
審議会・委員会への女性の登用率	23.0%	30.0%

Ⅲ-1 切れ目のない結婚・出産・子育て施策の充実

①結婚応援事業

1 時代のニーズに合った多様な独身男女の出会いの場の提供と演出(プロデュース)

①婚活サポート事業への助成制度の実施【継続】

町内の事業者や企業が行う、町内独身者の出会いの場となるパーティー・食事会・体験活動・スキルアップ講座等の開催に対し、助成をします。

②北播磨出会いサポートセンター(県事業)登録への支援【継続】

ひょうご縁結びプロジェクトのこうのとり出会いサポーターによる「お見合い」の機会を促進するため、登録に係る支援を行います。

2 結婚新生活等を支援

①新婚世帯にお祝い金等を支援【追加】

多可町で新たに結婚された新婚家庭に対し「あったか結婚お祝い金」を支給します。

②若者・子育て世帯向け住宅ローン利子助成事業【継続・再掲】

③新婚世帯への住居取得等の一部を助成(年齢・所得制限有)【継続】

新婚世帯に対し、家賃補助等の支援を行います。

②出産・子育て家庭を支援する多様なサービスの充実等

1 医療体制、医療費助成等子ども・子育て世帯への支援

①妊婦健康診査費助成等【継続】

早期から定期的な妊婦検診の受診を促進するため、妊婦健康診査費を助成します。

②特定不妊治療※費助成【継続】

体外受精および顕微授精(特定不妊治療※)を受けられるご夫婦に対し、経済的な負担軽減を図るため、治療費を助成します。(ただし、対象者要件あり)

③乳幼児・こども医療費助成制度【継続】

外来・入院ともに、0歳児から高校3年生までの医療費について、自己負担を無償にします。(所得制限なし)

④住宅育児家庭への支援【継続】

1歳から3歳を迎えた年の3月までの子どもを在宅で子育てしている家庭に給付金を支給し、子育てを支援します。

⑤保育料支援の拡充について【新規】

第1子、第2子の在園の有無に拘わらず、第3子の保育料無償化等について、国の動向に沿って検討します。

⑥地域資源を活用した出産祝い品【継続】

播州織(タカタータン)を用いた絵本袋や凍りこんにゃくを用いたスポンジ(つやの玉)等を出産祝いの一品として贈呈します。

⑦子育て相談体制の充実【継続】

子育てふれあいセンターに子育てコンシェルジュを配置し、アスパルきっず(子育て世代包括支援センター)の保健師と連携して子育て支援の情報提供・母子健康・育児相談等、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

⑧子育て応援アプリの活用【継続】

子育て応援アプリの活用を推進し、母子の健康管理や予防接種スケジュール管理のほか、子育て情報を発信し子育て支援を行います。

2 子ども子育て施策のDX※推進

①デジタル技術を活用した便利で分かりやすい結婚・出産・子育て施策にかかる情報の提供【新規】

多可町内での結婚、出産、子育てがより快適になるよう、デジタルツールを活用した情報提供を始めとする多角的なサポートを展開します。

②子育てに役立つイベント、セミナー等の情報提供【新規】

使わなくなった子ども用品の交換や近くで開催されるイベント、セミナー等、子育てに関する有益な情報を提供し、子育て家庭を応援します。

③オンラインによる相談の開設や各種申請等の手続きの拡充(行かない窓口の実現)【追加】

直接関わることが苦手な人、役所に行くことができない人等に対しても支援できるよう、育児に関する

疑問や困難を解決するためのヘルプデスクや相談窓口の開設を検討します。

また、小さい子どもを連れての申請が難しい子育て世代が、役所に来なくても良いように、各種手続きのオンライン申請を拡充します。

④子ども向け移動サポートアプリ導入の検討【新規】

子どもの安全を確保するため GPS※(位置情報サービス)機能等を使ったシステム導入の検討を行います。

③地域コミュニティによる子育て支援活動の創出

1 多様な預かりの場・子どもの居場所の充実

①学童保育・一時預かり保育事業【継続】

保護者のニーズに対応した保育による支援を行います。

②病児保育事業等子育てサービスの充実【継続】

病気のために家庭で保育ができない保護者を支援し、子育て世代を応援します。

③ファミリー・サポート・センター事業【継続】

地域の会員で子どもの預かりと送迎をサポートします。

④子どもが遊べる施設の充実【継続】

生涯学習まちづくりプラザをはじめ、アスパルや子育てふれあいセンター等の利用を促進するとともに、子育てがしやすい環境を整備することで子どもが遊び・集う場所の充実を図ります。

2 子育て中の家族を対象とした地域リソースの活用

①商工会等との連携による子育て割引サービス等の検討【新規】

地域内の飲食店、ショップ、施設等と連携し、子育て家庭向けの割引等の特典を検討します。

②地域の専門家やボランティアとの子育て相談会の実施【新規】

保健師や心理カウンセラー等の専門家や経験豊富な先輩から、若い親やこれから親になるカップルに、子育てに役立つアドバイスや情報を提供するなど、相談する機会を創出します。

③地域の高齢者との交流イベントの企画【新規】

祖父母代わりのボランティアとしての読み聞かせ、手遊び、手芸等の伝承活動を行います。

④ワークライフバランス※の推進

1 全ての人の就労環境の確立と地域づくりへの積極的な参画

①企業への働きかけの実施【継続】

子育てしやすい環境づくりや正規雇用、企業の義務である育児休暇、短時間勤務制度の取得、また、夫婦の記念日等に休暇を取得しやすくするような特別休暇への取り組み等について企業等へ積極的に働きかけていきます。

②すべての人々を対象としたリーダーの育成【継続】

地域のリーダー育成をテーマとした講演会を開催するとともに、リーダーを育成するための研修に職員を派遣し、リーダーとして活躍できるよう支援します。

③フレックスタイム制度※等導入の促進(働き方改革)【新規】

企業にフレックスタイム制度※のメリットや導入方法等の情報を提供し、労働時間の自由度を高めることで、家庭と子育ての両立について普及啓発を行います。

政策パッケージⅢ-2 ふるさとに誇りと愛着を持ち、
夢や目標に向かってたくましく生きる教育の推進

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
将来の夢や目標をもっている 児童生徒の割合(小6・中3)	小学校 78.3% 中学校 62.3%	小学校 86.0% 中学校 72.0%
地域の行事に参加している 児童生徒の割合(小6・中3)	小学校 79.0% 中学校 71.4%	小学校 90.0% 中学校 77.0%
授業内容(国語・算数・数学)が よく分かると感じている児童生徒の 割合(小6・中3)	小学校(国 86、算 88)% 中学校(国 62、数 78)%	小学校(国 86、算 86)% 中学校(国 78、数 78)%
全国学力・学習状況調査における 全国比 100 以上	小学校(国 95、算 98) 中学校(国 93、数 93)	小学校(国 100、算 100) 中学校(国 100、数 100)

Ⅲ-2 ふるさとに誇りと愛着を持ち、夢や目標に向かってたくましく生きる教育の推進

①子育て世代の教育ニーズにあった特色ある教育改革の更なる充実

1 就学前教育の推進

①多可町ならではの自然環境を活かした就業前教育の充実【継続】

多可町教育・保育共通カリキュラムに基づき、目指す子ども像「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」を踏まえた取り組みを進めます。

②幼児教育・小学校教育の架け橋プログラムの充実【追加】

認定こども園と小学校が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、学びの連続性や子どもの多様性に配慮したカリキュラムの作成を目指し、全ての子どもが学びや生活の基盤を育む活動を推進します。

2 すべての子どもの尊厳を生かす教育の推進

①個別対応型教育の推進【追加】

専門家と連携しながら、子ども一人ひとりの能力や特性を最大限に引き出す教育を目指します。

②家族向けの研修・セミナーの実施【新規】

特別なニーズを持つ子どもの家族に対して、子どものサポート方法や日常の過ごし方、情報共有の場を提供するための研修やセミナーを定期的に実施します。

また、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育※を推進します。

③コミュニティ・スクールの充実【継続】

町内全校で、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。

④地域で支える部活動の推進【追加】

生徒にとって望ましい持続可能な部活動ができるよう、地域における受け皿について検討・整備を行います。

3 国際化に対応した教育

①ALT※(外国語指導助手)、地域人材等の効果的活用による児童生徒の英語力向上【継続】

児童生徒の英語力の向上を図るため、中学校に配置する ALT※に加え、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材を活用するなど指導体制の充実を図ります。

また、小学校においても専科教員と ALT※による専門的な指導を展開します。

4 学力向上の取り組み

①ICT※を活用した効果的な授業の実現【継続】

確かな学力の定着・向上に向け、教室の ICT※環境を計画的に整備し、効果的に活用した分かる授業づくりを目指します。

また、1人1台のコンピューターによる個別最適な学び、協働的な学びを推進します。

②学習支援員の配置【継続】

抽象的・論理的な学習内容が始まる小学校3年生(小学校低学年)を対象に、学習支援員を配置し、学力の定着・向上を図ります。

③学力向上推進アドバイザーの派遣【追加】

多可町スタンダード『授業づくり 10 のポイント』の推進により、学習規律や指導方法等の共通理解を進め、子ども達が、小学校でも中学校でも、また、どの教科でも安心して授業に臨める環境を整えます。

5 ふるさと教育の推進

①多可町に愛着と誇りをもつ児童生徒の育成【継続】

ふるさと教育副読本やふるさと検定等の活用により、ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもを育みます。また、ふるさと教育カリキュラムの策定により、小中学校9年間の発達段階に応じた教材を使用し、体系的な指導の充実を図ります。

②ふるさとキャリア教育※として、中学1年生を対象に「こども未来塾」を実施【継続】

地元で就業・起業し、地域で夢を持って活躍する郷土の先輩の姿に学ぶ「こども未来塾」を開催し、ふるさと志向力を育みます。また、地場産業、地元企業等の活動に対する学習を通し、地元企業に関心を持ってもらい、将来、就職の選択肢を広げることにつなげます。

③木にふれる環境づくり、木育※等の推進【追加】

木工ワークショップ等により森林について学ぶ機会を創出します。

6 近隣高等学校を対象とした支援【継続】

①近隣高等学校への路線バス通学補助【継続】

近隣高等学校に通学する生徒に対し、路線バス料金の一部を助成します。

②特色ある学科設置等を推進するための支援の検討【継続】

地域に根ざした魅力ある学校づくりの支援を行います。

③企業展示説明会や職業人講話の開催【継続・再掲】

④近隣高等学校等への学校給食の提供【新規】

心身の健全な発達で安心して学校生活が送れるよう、また、保護者の負担軽減が図られるよう、栄養のバランスのとれた学校給食を提供します。

②教育 DX※の推進

1 学力向上のためのオンライン教育プラットフォームの構築

①学習サポートアプリの導入 【新規】

学習等のつまづきの際に質問できるチャット等や、授業の予習・復習や授業を超えた知識の探求ができる学習サポートアプリ等の導入について検討します。

②授業内容の録画とアーカイブ作成の検討 【新規】

授業改善を目指すとともに、児童生徒の学習理解が深まるよう研究授業を録画し、オンラインでアクセス可能なデータベースの構築を検討します。

2 教育支援の効率化・高度化のためのデジタルツールの導入と活用

①オンラインによる他校等との交流 【新規】

オンラインにより町内外の他校との交流や、自宅学習を行う生徒に対する支援を行い、幅広い人格形成を行います。

②e ラーニングプログラムの充実検討 【追加】

モチベーションを維持し、学校外でも学習が継続できるよう e ラーニング教材の充実を検討します。

総合戦略Ⅳ 健康・交流と安心・安全の魅力あふれるまちへ

多可町は、昭和 23 年に全国に先駆けて「敬老の日」を提唱したことで知られています。この伝統は、これからの社会において、より一層大切に継承すべき貴重な財産です。私たちは、高齢者を含むすべての多可町民が健康で、活動的に、そしてコミュニティで役割を持ち、生きがいを感じながら暮らせるような地域社会を目指しています。これは、多可町への長期的な定住意向を促進する重要な要素です。

具体的には、大学・医療機関等との連携による地域の気候や地形が持つ独特の効果を活かした健康増進プログラムの開発やデジタル技術を活用した医療や介護の質の向上等の取り組みや、大学生・地域住民との積極的な交流を進め、健康で生きがいを持って暮らしていけるまちづくりを進めます。

また、多様な主体が支え合う地域共生社会※を推進し安心・安全なまちを目指します。更に、便利で充実したまちづくりを推進するために AI※や IoT※を活用した公共交通の最適化等にも取り組むことを検討しています。

多可町に住む人々、そして訪れる人々全てが“心と体の癒やし”を実感するとともに、「住民全員が活躍できるまち」を目指します。

政策パッケージⅣ-1 安心・安全のまちづくり

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
地域運営組織数	0 組織	3 組織
健幸アプリ登録者数	3,140人	5,000 人
防災リーダー数	225 人	300 人

Ⅳ-1 安心・安全のまちづくり

①地域共生社会※づくりの促進

1 持続可能な地域運営体制の構築

①「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進 【追加】

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる主体が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して暮らすことのできる「地域共生社会※」を実現します。

②住民主体の地域運営組織の構築 【追加】

支援等が必要であるにもかかわらず各種支援制度から外れる人に対し、集落機能を越えて支えあう住民主体の地域運営組織を構築し、持続可能な生活圏づくりを推進します。また、その組織を支援するため、福祉・健康・子育て・学び・まちづくりのセクションの集約と連携を強化します。

③共生貢献ポイント(仮称)の活用等による相互支援 DX※の導入 【新規】

地域住民がボランティア活動をはじめ様々な事業・行事等への参加を簡単にできるオンラインプラットフォームを構築し、ポイント制度を導入し、ボランティア活動に参加した方へ商品券交換等の特典を検討します。

④多文化共生※にかかる活動支援【追加】

外国人労働者等が日々の暮らしに困らないよう、暮らしにおけるルールの学びや地域との交流、学びを支援し、多様な価値観が共生するまちづくりを進めます。

2 地域住民へのデジタル利活用の支援

①学生等によるスマホ教室の開催【追加】

学生や携帯会社による高齢者向けスマホ教室を開催し、誰一人取り残すことなく情報格差の解消を目指します。

②健康づくりの推進

1 クアオルト健康ウォーキングによる住む人、訪れる人、すべての人の“心と体を癒す”まちづくりの推進

①健康を中心とした視点での地域資源の見直し【継続】

エーデルささゆり、なか・やちよの森、余暇村公園、翠明湖、ラベンダーパーク等の地域資源を活用し、健康保養地事業への更なる活用に向けた検討を行います。

②コースの充実とガイド等の人材育成【継続】

ウォーキングコースの充実と、健康増進プログラムにかかわるガイドの育成を図ります。

③医療的効果等を伴う気候性地形療法※による健康増進プログラムの提供(大学・医療機関等との連携)【継続】

健康増進プログラムによって心身に表れる効果を実証し、プログラムの品質と価値の向上を図ります。また、大学・医療機関等と連携し、地域の魅力を体験しつつ、加えて「健康への気づき」を促すプログラムを提供します。

④健康増進プログラムの売り込み強化【継続】

健康保養地事業の全国発信イベントの開催や、旅行会社等と連携した日帰りプラン、宿泊プランを提供することにより、健康保養地事業の認知度の向上を図り、更なる住民の健康増進と観光交流人口の増加を図ります。

⑤地域資源を活用し連携できる体制づくり【追加】

森林環境譲与税※や企業版ふるさと納税を活用し、健康保養地としての活性化を目指します。

2 元気な高齢者の地域貢献・社会参加の促進

①高齢者が活躍できるまちづくり【新規】

子育て支援やまちづくり等で高齢者が持っている知識や経験を地域で活かし活躍できる機会を増やします。

3 住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実

①福祉タクシー乗車券の交付事業【継続】

75歳以上の高齢者、障がいのある人および介護認定者を対象に、タクシー料金を助成する福祉タクシー券を発行します。

②配食サービス事業【継続】

調理が困難な高齢者に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事を配食し、その際、安否確認も行います。

③安心見守り体制整備事業(緊急通報システム)【継続】

ひとり暮らしの高齢者および身体障がい者等に対し、通報システムを貸与することで 24 時間受付の相談や安否確認、急病等による緊急時の迅速かつ適切な体制を提供します。

④介護用品支給事業【継続】

住宅の高齢者を介護する家族に対して、介護用品を支給し、経済的負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ります。

⑤高齢者住宅改造助成事業・人生いきいき住宅助成事業【継続】

60 歳以上の高齢者、または、要介護・要支援認定者、身体障がい者等の身体状況に対応したバリアフリー化改修に要する費用の一部を助成します。

⑥高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業【継続】

高齢者等の肺炎の罹患や重症化を予防するために接種費用の一部助成をします。

⑦高齢者インフルエンザワクチン接種助成事業【継続】

高齢者等のインフルエンザ感染を予防するために接種費用を全額助成します。

⑧移動販売等導入の検討(買い物難民対策)【新規】

関係機関と連携し食料品供給にとどまらない高齢者等の日常生活全体のサポートについて検討します。

4 デジタル技術を活用した医療や介護の質の向上

①高齢者介護を行うスタッフ等の業務の効率化に対する補助等の検討【新規】

住民とのコミュニケーションの時間を確保しきめ細かな対応を実現させるため、スマートフォンやタブレットを活用して、訪問記録を一元的にデジタル管理することや迅速な請求システムの構築で業務の効率化を図る支援を検討します。

②健康診断結果等のデジタルデータの管理【新規】

健康診断データをデジタルで一元的に管理し、家族や医療関係者との情報共有をスムーズにすることで、タイムリーな対応を可能とし効果的な健康維持を目指します。

③健康促進アプリの普及啓発拡大【継続】

「加西・多可健幸アプリ」を普及させ、高齢者の健康状態の管理や運動意識の醸成をサポートします。

④オンライン診療の促進について検討【新規】

移動が困難な高齢者でも専門家との医療相談ができるよう遠隔地からの健康管理をサポートするオンライン診療促進について検討します。

⑤遠隔健康管理※等ツールの検討【継続】

高齢者にも使いやすい音声入力機能を持つタブレットで通信や情報収集を容易にし、孤立感の軽減化に向けて検討します。

また、介護従事者や家族が高齢者の健康状態を遠隔地からでも確認できるデジタルツールを検討し、介護サービスの質の向上を図ります。

③防災対策事業の強化

1 デジタルを活用した危機管理体制、防災体制の強化

①消防施設管理補助金事業【継続】

集落が管理する消防施設及び設備の維持に係る経費に対して支援します。

②防災設備等整備事業【継続】

集落が実施する防災施設及び設備の整備に補助金を交付し、地域による計画的かつ一体的な防災対策への支援をします。

また、トヨタ自動車との災害協定等、多様な主体と連携し、災害時の避難所において円滑な運営を行います。

③多可町防災訓練【継続】

防災体制の検証と防災意識の向上のため、継続して防災訓練を実施します。

④防災気象情報提供事業【継続】、避難所運営支援事業【新規】

民間予報事業者との業務委託により、町内の気象情報をホームページ上でいち早く伝達します。

また、デジタル技術を活用した避難者支援業務について検討します。

2 自主防災組織の充実

①自主防災組織活動への支援・推進活動【継続】

自主防災組織の確立及び防災力の強化を図るため、集落自主防災組織活動を推進し、引き続き支援します。

②防災リーダー育成支援事業【継続】

主に集落内の様々な場で、減災や社会の防災力の向上を図るため、知識・技能を有する者を養成する支援を行います。

また、役場内に女性防災チームを立ち上げ、要配慮者の支援を含め、女性の視点による防災対策上の問題点、解決策について検討し、防災施策を推進します。

政策パッケージIV-2 地域力を向上させるまちづくり

重要業績評価指標(KPI)	基準値(R4)	目標値(R8)
観光交流人口	894.8 千人	1,200 千人
交通 IC カード登録者率	14.8%	20.0%

IV-2 地域力を向上させるまちづくり

①文化と自然の魅力で、新しい人々が集まるまちの実現

1 和紙文化発祥「杉原紙」の魅力を伝える多彩な商品開発、作品展等による杉原紙の新たな価値の創造

①「杉原紙展示・体験工房」を中心とした魅力の発信【継続】

多可町が誇る日本一の手漉き和紙「杉原紙」の魅力を伝えるため、「杉原紙展示・体験工房」を中心として、新たな商品開発・品数の充実・作り手の育成・魅力発信等の支援を行います。

2 敬老精神と高齢者の知識・技術の継承

①喜寿敬老会の開始【継続】

毎年 9 月 15 日に開催する町主催の敬老会に、喜寿の方を招待して、永年にわたり地域の発展に貢献されてきた高齢者に対し、敬意と感謝の意を表し、長寿をお祝いします。

②「敬老の日発祥のまち」の PR 活動促進【継続】

「国民の祝日:敬老の日」発祥の町として、「敬老のうた きつとありがとう」の普及や、全国展開できるイベントを継続し、敬老の精神等を継承するとともに町の知名度向上を目指します。

③おじいちゃん・おばあちゃん子ども絵画展の開催【継続】

「全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」を開催し、「敬老の日発祥のまち」多可町から全国に向けて「敬老精神」を発信します。

④高齢者が活躍できるまちづくり【新規・再掲】

3 魅力ある地域資源を活用した地域の活性化促進

①兵庫フィールドバピリオン認定プログラムの磨き上げ【追加】

大阪・関西万博 2025 に向け、広域連携により、ひょうごフィールドバピリオン認定プログラムで誘客を目指します。

②エコツーリズム※、アグリツーリズム※等の開拓【新規】

多可町で宿泊しながら、町の特産品である「杉原紙」「播州織」等の歴史を学び、制作体験ができる旅行プランを検討します。

また、オープンガーデン・サイクリング・川遊び・農業・林業体験等ができるエコツーリズム※や、美味しいお米・安心安全な有機野菜を使った料理を提供するエコ・アグリツアーを開催し、多可町の魅力を体験できるよう検討します。

③新たなスポットの創設(聖地)やフィルムコミッション※の検討【新規】

豊かな自然、美しい景観を活かした新たなスポットの開拓の検討で地域の活性化を目指します。

また、地域資源や地域住民の参加で地域一体型の活性化を図るフィルムコミッション※についても検討します。

④後世につなぐおじいちゃん・おばあちゃんの知恵【新規】

高齢者が持つ生活の知恵を後世に残すため、動画チャンネル等の開設を検討します。

4 家族や若者が遊べる空間の整備

①ダム湖※周辺や河川敷の開放による自然で遊べる環境整備の検討【新規】

キャンプ等を行う立地として最適なダム湖※周辺や河川敷等を再整備し、家族や若者たちが遊べる空間創出を検討します。

②安全監視の仕組みづくり【新規】

自然豊かな田舎で安全に遊べるようにデジタル技術で安全監視する仕組みを検討します。

5 人々の交流の基盤となるデジタルマップ等の整備(多可町 3D 体験、観光マップのデジタル化等)

①観光マップのデジタル化【新規】

歴史・文化、特産品、飲食店、休憩所等多岐にわたる情報を一元的に確認することができるデジタルマップの作成を検討します。また、デジタル観光マップと AR※等で拡張現実をリンクさせることで、デジタル観光ツアーの導入について検討します。

②多可町 AR※/VR※観光の検討【新規】

多可町の歴史や文化を体験できる AR※/VR※観光を研究し、訪れた場所でスマートフォンや VR ゴーグルを通して歴史的背景やストーリーを体験できる環境づくりについて検討します。

②暮らしを支える公共交通の構築

1 AI※を活用した公共交通の最適化(スマート交通システム※)の検討

①高齢者や子供たちの移動に使える新たな移動手段(自動運転バス、グリーンスローモビリティ※、超小型モビリティ※等)導入の検討【新規】

通院、買い物、塾や習い事への移動に使える新たな移動手段による住民の移動について検討します。

②交通 IC データ※等による公共交通の利用促進【追加】

交通 IC カードを普及活用し、移動傾向等を分析することで利用促進に向けての課題解決を行い利便性を向上します。

2 公共交通の利便性向上

①リアルタイム交通情報共有アプリ※導入の検討【新規】

地域住民や学生がスマートフォン等でバスの位置や運行状況をリアルタイムで確認できる仕組みについて検討し、遅延情報や混雑度情報を速やかに届け、利便性の向上を目指します。

②多様な主体による移動サービスの充実【新規】

公共交通空白地域には、自家用有償旅客運送※等の運行を支援し、利便性の向上を図ります。

③公共交通のプロモーション活動の強化【新規】

地域住民の公共交通の利用を促進するため、デジタル技術を活用したキャンペーンやイベントを実施し、特に高齢者や子ども等の交通弱者の利用促進に努めます。

用語の解説

【あ】

■アグリツーリズム

農業を中心とした観光のことであり、農場での作業体験や農産物の収穫、料理等、農業や農村の魅力を楽しむ旅行形態のことです。

【い】

■異業種間コラボレーション

異なる業界や分野の企業や団体が協力して新しい価値を生み出すことです。これにより、新しい事業や製品の開発が期待されます。

■インクルーシブ教育

障がい児童が「特別支援学校」又は「特別支援教室」等に在籍せずに健常児と同じ教室で同じ授業を受けることのできる教育です。

■インセンティブ

動機づけや奨励のための報酬や補助を指します。例として、移住を促進するための金銭的な支援等があります。

【え】

■遠隔健康管理

医療機関や専門家が遠隔地の患者の健康状態を監視・管理することです。センサーやウェアラブルデバイスを使用して患者のデータを収集し、リアルタイムで分析やモニタリングが行われます。

■エコツーリズム

環境への影響を最小限に抑えつつ、自然や文化を楽しむ旅行形態のことです。持続可能な観光を目指し、地域の自然や文化を尊重した活動が行われます。

【き】

■気候性地形療法

特定の気候や地形が持つ独特の効果を利用して、健康や回復を促進する治療法です。例えば、高地の薄い空気が持つ効果を利用した高山治療等があります。

【く】

■グリーンスローモビリティ

環境に優しく、ゆっくりとした移動を促進するための交通手段や施策のことです。

■クリアグリーン TAKA

多可町 SDGs 登録者と外部の企業や大学、金融機関等との交流連携をする場です。多可町は、兵庫県内で最大の横穴式石室を持つ古墳が集中するなど歴史的価値があります。古代の人々がより所とした翡翠の勾玉の透明な緑を多可町の歴史と景観に重ね、また、勾玉が妊婦の形に似ていることから、生み育てる守り神になぞらえ、多可町の新たな歴史のプラットフォームとなることを期待し命名しました。

【こ】

■交通 IC データ

電子マネーや電子チケット等の IC カードを利用したときの移動データのことです。これを分析することで、移動の傾向や混雑状況等を把握できます。

【し】

■持続可能な経営

環境、社会、経済の三つの側面をバランスよく取り入れて経営を行う考え方のことです。長期的な視点で企業の成長と社会的な責任を両立させることを目指します。

■循環型社会

廃棄物の発生を最小限にし、資源を繰り返し利用する社会を目指す考え方のことです。環境負荷の低減と持続可能な経済の実現を目指しています。

■森林環境譲与税

森林が持つ環境的価値を評価し、その価値に応じて課税または補助を行う制度です。森林の保全や再生を促進するための仕組みとして導入されています。

■自家用有償旅客運送

個人が自家用の車を使って、他の人々を有償で運ぶサービスのことです。

【す】

■スマート交通システム

情報技術や通信技術を活用して、交通の安全性や効率性を向上させるシステムのことです。

【せ】

■制度資金融資

制度資金融資は、特定の制度や方針のもとで提供される資金融資を指します。これは、通常、特定の目的や条件を満たす企業や事業者を対象として行われます。

【そ】

■相互支援 DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用して地域住民間の相互支援を促進する取り組みを指します。オンラインプラットフォームを使ってボランティア活動やイベント参加等を容易にしたり、特典を提供することで、住民の参加意欲を高めるのが目的です。

【た】

■多世代住宅助成事業

複数の世代(例:祖父母、親、子)と一緒に住むことを支援するための助成金や補助金を提供する事業です。

■多文化共生

異なる文化背景を持つ人々が互いに尊重し合いながら共生して生活することを目指す取り組みです。外国人労働者や留学生等、異文化の中での生活をサポートする活動がこれに該当します。

■ダム湖

ダムを建設することで生まれた人工の湖のことです。水源や発電、観光地として利用されることが多いです。

【ち】

■中小企業信用保険法

中小企業の信用リスクを軽減するための日本の法律のことです。これにより、中小企業の資金調達が容易になり、経済の安定化を図ることができます。

■地域共生社会

多様な住民が互いに助け合い、共生して生活する地域社会のことを指します。年齢や性別、国籍等の違いを超えて、みんなが安心して生活できる環境の構築を目指しています。

■超小型モビリティ

小さな電気自動車や電動アシスト自転車等、少人数用・短距離移動用の車両のことです。

【て】

■デジタル技術を基軸としたマーケティング

デジタル技術を活用して、商品やサービスの情報発信やプロモーション活動を行うことです。これにより、広範囲の顧客層に効果的にアプローチすることができます。

【と】

■特定不妊治療

不妊治療の一形態で、体外受精や顕微授精等の高度な医療技術を使用する治療を指します。

【に】

■二地域居住

1 人が 2 つの異なる地域で生活するライフスタイルのことです。例えば、都市部での仕事と地方でのリフレッ

シュを両立させることが考えられます。

【の】

■農業 DX（デジタルトランスフォーメーション）

農業分野でのデジタル技術の導入や利用を意味し、生産効率の向上や品質管理、生産管理等の様々な課題を、デジタル技術を用いて解決する取り組みです。

【ふ】

■フレックスタイム制度

勤務時間の始まりと終わりを従業員が一定の範囲内で自由に選べる制度のことです。この制度の目的は、従業員の生活様式や家庭の事情に合わせて働ける環境を提供し、ワークライフバランスの向上を図ることです。

■ふるさとキャリア教育

地域の特性や歴史、文化を基にしたキャリア教育のことを指します。学生に地域への愛着や誇りを育むとともに、地域での就業や起業の可能性を探るための教育です。

■フィルムコミッション

映画やテレビドラマのロケ地としての地域の魅力を PR するための組織や活動のことです。地域の景観や施設、資源を活用して、映像制作の拠点としての魅力を提案・協力します。

【む】

■村米制度

特定の酒造り蔵元と集落が取引を結ぶ制度です。これにより、酒米の品質維持や安定供給が図られます。

【も】

■木育

子どもたちに木や森の大切さを教え、感じさせる教育のことを指します。木や森に触れることで、自然への関心や理解を深めることが目的です。

【り】

■利子補給

これは、融資を受けた企業や事業者が支払う利子の一部を補助または補填するものです。これにより、資金調達の負担を軽減することができます。

■リアルタイム交通情報共有アプリ

スマートフォン等で、現在の交通状況や運行状況をリアルタイムで共有・確認できるアプリケーションのことです。

【わ】

■ワーケーション

‘仕事’と‘休暇’を組み合わせた言葉のことです。仕事をしながら休暇を楽しむ新しい働き方を指します。

【A】

■AI (Artificial Intelligence)

人工知能のことです。機械やプログラムが人間のような知的な作業を行う技術やその研究領域を指します。

■ALT(外国語指導助手)

主に公立学校で英語の授業をサポートするための外国の助手のことを指します。ALT はネイティブスピーカーであることが多く、生徒たちに実際の英語の発音や表現を教える役割があります。

■AR (拡張現実)

現実の世界にデジタル情報を重ね合わせて表示する技術のことです。スマートフォンやスペシャルなゴーグルを使って、現実の風景や物体に追加情報や画像を重ねることができます。

【D】

■DX (デジタルトランスフォーメーション)

企業や団体、地域等がデジタル技術を活用して、業務やサービスを変革・革新することです。組織の成長や価値創造を目指す取り組みます。

【G】

■GPS(位置情報サービス)解説

GPS とは「Global Positioning System」の略で、主に衛星を使用して地上のデバイスの位置情報を特定するシステムです。例えば、スマートフォンやカーナビゲーション等で位置情報を利用する際にこの技術が使われています。

■GIS (Geographic Information System)

地理情報をデジタルデータとして一元管理し、視覚的に分析・表示するシステムです。

■GX(Green Transformation)

化石燃料を中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取り組みのことをいいます。

【I】

■IoT (Internet of Things)

さまざまな物やデバイスがインターネットに接続され、情報を収集・共有するシステムのことです。

■ICT

ICT は「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のことを指します。具体的には、コンピュータやインターネット、スマートフォン等のデジタル技術を使った情報の収集、保存、伝達、処理の技術全般を指します。

【J】

■J クレジット制度

日本の温室ガス削減量を取得・売買できる制度のことです。地域の CO2 削減活動が認定されれば、それがクレジットとして取得され、他の組織や企業への売却が可能になります。

【S】

■SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標のことです。国際社会が共通の目標として掲げる 17 の目標と 169 のターゲットからなる、2030 年までの国際的な開発アジェンダです。

【U】

■UIJターン

UIJ ターンとは、U ターン、I ターン、J ターンの総称で、都会から地方に移住することを指します。U ターンとは、地方から都会に移住した人が、転職や出産を機に故郷へ戻ることを指します。I ターンとは、都会に生まれ育った人が、地方に移住することを指します。J ターンとは、生まれ育った故郷から都会へ移住したのち、転職、育児、介護などを機に、地元に近い地方へ移住することを指します。

【V】

■VR (仮想現実)

コンピュータで生成された 3D の仮想環境の中で体験をする技術のことです。VR ゴーグルを装着することで、仮想の世界に没入することができます。

資料編

- ・多可町創生懇話会設置要綱
- ・多可町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱
- ・多可町創生懇話会名簿
- ・多可町まち・ひと・しごと創生本部名簿
- ・多可町まち・ひと・しごと創生取組経緯

多可町創生懇話会設置要綱

平成27年1月13日告示第2号

(設置)

第1条 まちの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する具体的な取り組み等を示す多可町まち・ひと・しごと創生総合戦略等について、外部の視点からの意見や助言を求めるため、多可町創生懇話会(以下「懇話会」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 多可町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、変更、推進及び効果検証に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 町長は、次に掲げる者を委員に委嘱する。

- (1) 産業、高等教育、金融、労働団体及び報道各機関の関係者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他町長が必要と認める者

2 町長は、必要に応じて顧問及びオブザーバーを置き、懇話会への参加を要請することができる。

(運営)

第4条 懇話会の座長は、町長が務め会務を総理する。

2 座長は、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 懇話会は、第2条第1号に規定する効果検証を行うため、懇話会内に検証委員会を設置する。

4 前項の検証委員会の委員長は、座長が指名する。

(任期)

第5条 委員、顧問及びオブザーバーの任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画秘書課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

多可町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成26年10月20日訓令第17号

(設置)

第1条 まちの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、多可町まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地方創生に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び幹事、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- 3 幹事及び本部員は、町職員のうちから本部長が指名した者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画秘書課において処理する。

(部会)

第7条 本部に、重点課題等の具体的な検討をするため、部会を置くことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

多可町創生懇話会名簿

令和5年8月30日～令和6年3月31日まで委嘱

順不同 敬称略

【 委 員 】

氏 名	所 属
藤 本 善 久	多可町区長会会長
清 水 賢 彦	多可町商工会会長
藤 井 順 子	多可町商工会女性部
中 道 忠 憲	北はりま森林組合代表理事組合長
笹 倉 政 之	多可町社会福祉協議会会長
草 別 義 雄	多可町老人クラブ連合会会長
藤 井 英 延	多可町観光交流協会会長
岡 本 美 紀	多可町子育てふれあいセンター所長
谷 位 勉	みのり農業協同組合常務理事
塚 原 健	兵庫県信用組合 中町支店長
奥 村 眞 司	西脇公共職業安定所長
三 村 敏	連合兵庫中南部地域協議会事務局次長
上 田 尾 真	神戸新聞社 北播総局長
三 宅 康 成	兵庫県立大学 環境人間学部教授
吉 田 一 四	多 可 町 長
佐 藤 彰 浩	多 可 町 副 町 長
越 川 昌 信	多 可 町 教 育 長

【 顧 問 】

氏 名	所 属
内 藤 兵 衛	兵 庫 県 議 会 議 長

【 事 務 局 】

氏 名	職 名
吉 井 三 博	企画秘書課課長
新 田 順 子	企画秘書課副課長
藤 原 正 和	企画秘書課主幹

多可町まち・ひと・しごと創生本部名簿

令和5年度委嘱 順不同 敬称略

役 職	氏 名	職 名
本部長	吉 田 一 四	町 長
副本部長	佐 藤 彰 浩	副 町 長
	越 川 昌 信	教 育 長
本部員	芦 田 渉	技 監
	植 山 仁	議 会 事 務 局
	生 田 恵 子	総 務 課
	笹 倉 尚 美	財 政 課
	吉 位 隆 宏	定 住 推 進 課
	中 里 尚 子	生 涯 学 習 課
	笹 倉 敏 弘	税 務 課
	藤 田 幸 子	住 民 課
	内 藤 実 紀	生 活 安 全 課
	藤 本 恵	健 康 課
	藤 本 潤 也	福 祉 課
	足 立 由 紀	ふくし相談支援課
	遠 藤 任 紀	産 業 振 興 課
	藤 本 真 子	商 工 観 光 課
	伊 藤 淳 也	建 設 課
	藤 本 政 美	上 下 水 道 課
	板 倉 和 代	会 計 課
	山 本 聡	教 育 総 務 課
	吉 川 成 悟	学 校 教 育 課
	秋 山 ま す み	こども未来課

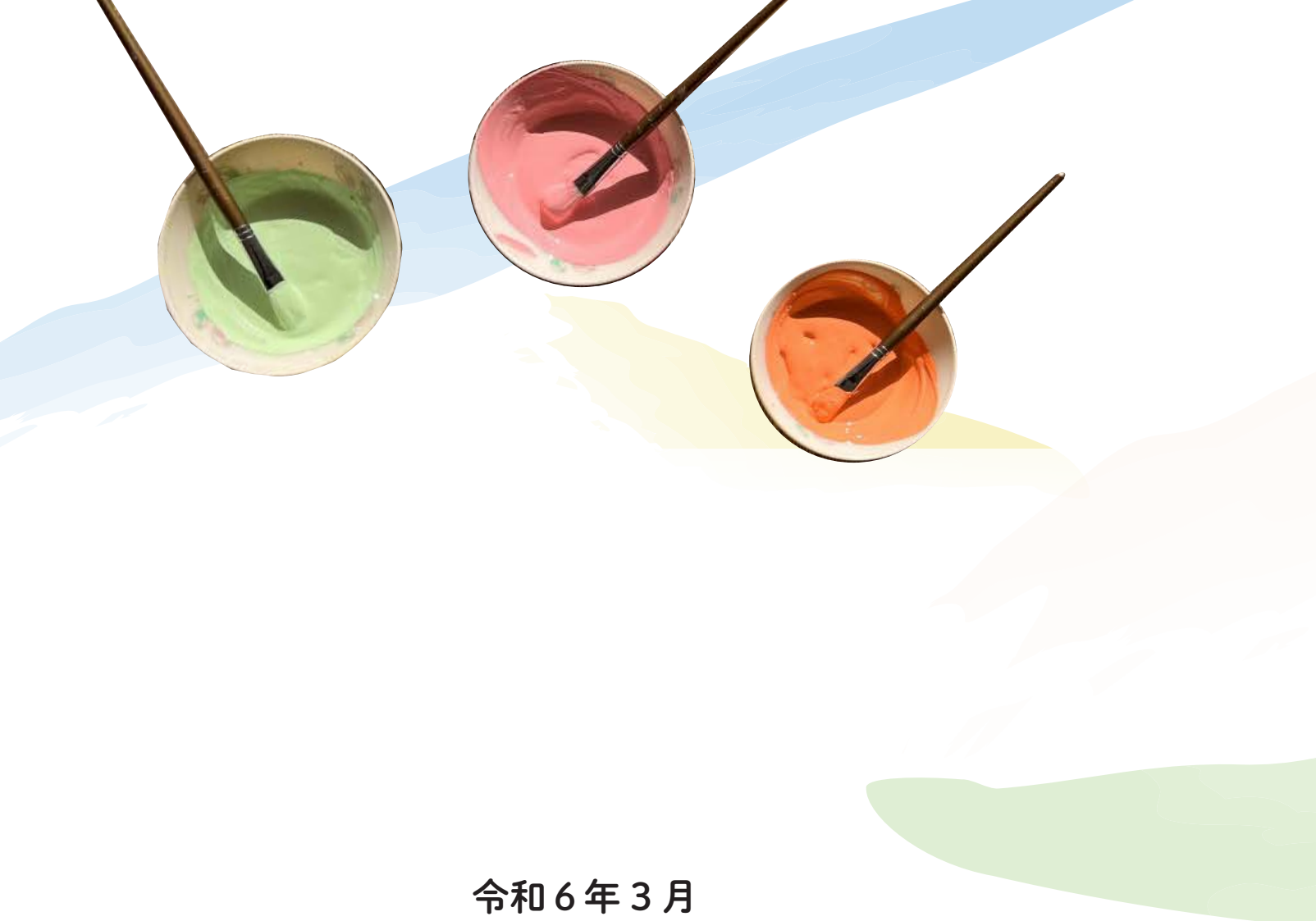
事務局	氏 名	職 名
	吉 井 三 博	企画秘書課課長
	新 田 順 子	企画秘書課副課長
	藤 原 正 和	企画秘書課主幹

多可町まち・ひと・しごと創生取組経緯

«令和5年度»

7月25日	各種団体ヒアリング：商工会青年部
7月31日	第1回多可町まち・ひと・しごと創生本部会議
8月9日	各種団体ヒアリング：観光交流協会
8月10日	各種団体ヒアリング：社会福祉協議会
8月18日	各種団体ヒアリング：子育て世代
8月18日	各種団体ヒアリング：農業団体
8月22日	各種団体ヒアリング：木材協同組合
8月23日	各種団体ヒアリング：中学生
8月23日	各種団体ヒアリング：商工会
8月24日	各種団体ヒアリング：北はりま森林組合
8月31日	第1回多可町創生懇話会
10月11日	第2回多可町まち・ひと・しごと創生本部（分科会）1日目
10月12日	第2回多可町まち・ひと・しごと創生本部（分科会）2日目
10月30日	第2回多可町創生懇話会
11月13日	第3回多可町まち・ひと・しごと創生本部（分科会）1日目
11月14日	第3回多可町まち・ひと・しごと創生本部（分科会）2日目
11月15日	第3回多可町まち・ひと・しごと創生本部（分科会）3日目
11月30日	第3回多可町創生懇話会
12月12日 ～1月12日	パブリックコメント
1月12日	多可町議会議員全員協議会において説明

1月25日	第4回多可町創生懇話会
3月○日	「多可町デジタル田園都市構想総合戦略（第3期総合戦略）」策定



令和6年3月
多可町

